

# 10 健康福祉

## 1 介護保険事業計画・高齢者福祉計画

介護保険制度は、平成 12 年発足以降、すでに社会保障制度として定着しています。しかし、制度を支える介護給付費の伸びは、全国的な問題となっています。制度を持続可能なものとするため、平成 18 年度からは、介護予防・地域ケアの施策を重視する見直しが行われました。平成 27 年度からは、地域包括ケアシステムの構築を重点施策として、認知症施策の推進、また、費用負担の公平化の観点から大きな制度改正が行われています。

平成 27 年度からの第 6 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（安心・いきいきプラン松本）は、団塊の世代が後期高齢者となりきる 2025 年（平成 37 年）を見据え、「誰もが住み慣れた家で、地域で、安心して暮らし続けることができる」ことを目指し、地域包括ケアシステム・松本モデルの構築に向けて、今までの取組みのほか、在宅生活の推進など新たな施策を加え、計画的・段階的に高齢者福祉の充実に取り組んでまいります。

### (1) 計画の基本方針

- ア 介護予防・健康づくりの推進
- イ 生きがいつくり・社会参加の推進
- ウ 地域福祉の推進
- エ 生活支援の推進
- オ 介護者支援の推進
- カ 認知症高齢者支援体制の充実
- キ 住みよいまちづくりの推進
- ク 介護サービス基盤の整備
- ケ 介護サービスの信頼性の確立
- コ 推進体制の整備

### (2) 介護サービス事業量の見込み

介護保険事業の推進に当たり、高齢者人口や要支援・要介護認定者数の推計、過去の給付実績、高齢者等実態調査の結果などを踏まえ、平成 27 年度から平成 29 年度までの介護サービス事業量を見込みました。この数値を元に、民間事業者による各種介護サービスの提供を誘導するとともに、必要な事業費を確保するため、介護保険料の設定などを行いました。

#### ア 介護サービス利用見込量（27 年度は実績値）

| 項目          | 単位    | 27 年度   | 28 年度   | 29 年度   |
|-------------|-------|---------|---------|---------|
|             |       | 実績値     | 計画値     | 計画値     |
| 居宅サービス      |       |         |         |         |
| 訪問介護        | (回/年) | 737,449 | 750,060 | 762,757 |
| 訪問入浴介護      | (回/年) | 9,685   | 11,366  | 12,308  |
| 訪問看護        | (回/年) | 88,277  | 94,139  | 102,211 |
| 訪問リハビリテーション | (回/年) | 66,239  | 65,956  | 71,162  |
| 居宅療養指導管理    | (人/年) | 10,718  | 7,512   | 7,716   |
| 通所介護        | (回/年) | 401,089 | 296,939 | 309,479 |
| 通所リハビリテーション | (回/年) | 79,135  | 87,823  | 92,606  |

| 項目                   | 単位    | 27年度   | 28年度    | 29年度    |
|----------------------|-------|--------|---------|---------|
|                      |       | 実績値    | 計画値     | 計画値     |
| 居宅サービス               |       |        |         |         |
| 短期入所生活介護             | (日/年) | 71,856 | 86,970  | 88,584  |
| 短期入所療養介護(老健)         | (日/年) | 8,512  | 9,725   | 10,044  |
| 短期入所療養介護(病院等)        | (日/年) | 1,527  | 1,645   | 1,664   |
| 福祉用具貸与               | (人/年) | 48,871 | 46,272  | 46,320  |
| 特定福祉用具購入費            | (人/年) | 595    | 696     | 684     |
| 住宅改修費                | (人/年) | 417    | 432     | 408     |
| 特定施設入居者生活介護          | (人/年) | 8,359  | 5,712   | 5,952   |
| 地域密着型サービス            |       |        |         |         |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | (人/年) | 44     | 180     | 468     |
| 夜間対応型訪問介護            | (人/年) | 0      | 0       | 0       |
| 認知症対応型通所介護           | (回/年) | 10,661 | 14,855  | 17,015  |
| 小規模多機能型居宅介護          | (人/年) | 874    | 1,164   | 1,476   |
| 認知症対応型共同生活介護         | (人/年) | 3,524  | 3,720   | 3,744   |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護     | (人/年) | 716    | 720     | 1,068   |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | (人/年) | 382    | 360     | 708     |
| 複合型サービス              | (人/年) | 0      | 0       | 0       |
| 地域密着型通所介護(仮称)        | (回/年) | 0      | 137,690 | 143,506 |
| 施設サービス               |       |        |         |         |
| 介護老人福祉施設             | (人/年) | 11,754 | 11,484  | 11,700  |
| 介護老人保健施設             | (人/年) | 9,245  | 8,592   | 8,592   |
| 介護療養型医療施設            | (人/年) | 1,074  | 1,692   | 1,692   |
| 居宅介護支援               | (人/年) | 68,635 | 64,104  | 62,808  |

※通所介護サービスのうち定員18名以下の小規模な事業所が提供するサービスは、平成28年度から地域密着型通所介護に移行しました。

イ 介護予防サービス利用量 (27年度は実績値)

| 項目                | 単位    | 27年度   | 28年度   | 29年度   |
|-------------------|-------|--------|--------|--------|
|                   |       | 実績値    | 計画値    | 計画値    |
| 居宅サービス            |       |        |        |        |
| 介護予防訪問介護          | (人/年) | 8,327  | 8,136  | 0      |
| 介護予防訪問入浴介護        | (回/年) | 87     | 38     | 40     |
| 介護予防訪問看護          | (回/年) | 5,806  | 5,611  | 5,987  |
| 介護予防訪リハビリテーション    | (回/年) | 14,673 | 21,830 | 25,913 |
| 介護予防居宅療養管理指導      | (人/年) | 607    | 420    | 504    |
| 介護予防通所介護          | (人/年) | 15,410 | 17,496 | 0      |
| 介護予防通所リハビリテーション   | (人/年) | 3,845  | 3,936  | 4,104  |
| 介護予防短期入所生活介護      | (日/年) | 1,039  | 1,979  | 2,093  |
| 介護予防短期入所療養介護(老健)  | (日/年) | 210    | 103    | 113    |
| 介護予防短期入所療養介護(病院等) | (日/年) | 0      | 0      | 0      |
| 介護予防福祉用具貸与        | (人/年) | 14,316 | 16,272 | 18,612 |
| 特定介護予防福祉用具購入費     | (人/年) | 279    | 360    | 372    |
| 介護予防住宅改修          | (人/年) | 270    | 336    | 348    |
| 介護予防特定施設入居者生活介護   | (人/年) | 515    | 480    | 528    |

| 項目               | 単位    | 27年度   | 28年度   | 29年度   |
|------------------|-------|--------|--------|--------|
|                  |       | 実績値    | 計画値    | 計画値    |
| 地域密着型サービス        |       |        |        |        |
| 介護予防認知症対応型通所介護   | (回/年) | 334    | 1,000  | 1,279  |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護  | (人/年) | 22     | 120    | 144    |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | (人/年) | 4      | 12     | 12     |
| 介護予防支援           | (人/年) | 30,689 | 35,256 | 38,436 |

※介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、市が実施する地域支援事業に移行します。(平成28年4月以降開始、平成29年4月完全移行)

### (3) 施設整備計画

#### ア 老人福祉施設等の整備状況及び計画

| 区分    |       | 介護保険実施前整備状況 |       | 第5期末現在の整備実績<br>(実績ベース短期入所を除く。) |     |       | 第6期計画 |
|-------|-------|-------------|-------|--------------------------------|-----|-------|-------|
|       |       | 施設数         | 定員(人) | 施設数                            | 整備数 | 定員(人) | 整備数   |
| 特別養護  | 広域圏   | 13          | 1,020 | 22                             | 795 | 1,815 | 50    |
| 老人ホーム | うち松本市 | 5           | 367   | 9                              | 322 | 689   | 30    |
| 介護老人  | 広域圏   | 10          | 838   | 19                             | 562 | 1,400 | 0     |
| 保健施設  | うち松本市 | 3           | 250   | 9                              | 440 | 690   | 0     |

#### 松本市内整備実績(第6期計画)

| 設置主体          | 名称     | 定員 | 備考          |
|---------------|--------|----|-------------|
| 松塩筑木曾老人福祉施設組合 | 岡田の里   | 6  | 短期入所からの施設転換 |
|               | 四賀福寿荘  | 8  |             |
|               | やまびこの里 | 8  |             |
|               | ちくまの   | 8  |             |

#### イ 地域密着型サービスの整備状況及び計画

(単位：施設数)

| 区分                   | 26年度までの整備状況 | 第6期(H27~29) |    |     |    |     |    |
|----------------------|-------------|-------------|----|-----|----|-----|----|
|                      |             | H27         |    | H28 |    | H29 |    |
|                      |             | 整備数         | 計  | 整備数 | 計  | 整備数 | 計  |
| 夜間対応型訪問介護            | 0           | 0           | 0  | 0   | 0  | 0   | 0  |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | 1           | 0           | 0  | 1   | 2  | 0   | 2  |
| 認知症対応型通所介護           | 11          | 0           | 11 | 0   | 11 | 0   | 11 |
| 認知症対応型共同生活介護         | 20          | 1           | 21 | 0   | 21 | 0   | 21 |
| 小規模多機能型居宅介護          | 6           | 0           | 6  | 0   | 6  | 0   | 6  |
| 看護小規模多機能型居宅介護        | 0           | 0           | 0  | 0   | 0  | 0   | 0  |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護     | 3           | 0           | 0  | 1   | 4  | 1   | 5  |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 1           | 0           | 0  | 1   | 2  | 1   | 3  |

整備実績（第6期計画）

| 年度 | 区 分          | 設置主体       | 名 称         | 定員  | 設置圏域 | 備考 |
|----|--------------|------------|-------------|-----|------|----|
| 27 | 認知症対応型共同生活介護 | エフビー介護サービス | グループホーム岡田松岡 | 18名 | 北部   |    |

## 2 介護保険事業

(1) 被保険者数及び要介護（要支援）認定者数（計画値（27年度は実績値各年度9月末時点））

| 区 分             | 27年度    | 28年度    | 29年度    |
|-----------------|---------|---------|---------|
| 第1号被保険者数(65歳以上) | 64,325人 | 65,194人 | 65,647人 |
| 第1号認定者数         | 12,529人 | 13,277人 | 13,710人 |
| 高齢者に対する割合       | 19.5%   | 20.4%   | 20.9%   |

(2) 第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料

| 平成21年度～平成23年度 |      |         | 平成24年度～平成26年度 |      |          | 平成27年度～平成29年度 |      |          |
|---------------|------|---------|---------------|------|----------|---------------|------|----------|
| 段階            | 料率   | 年額      | 段階            | 料率   | 年額       | 段階            | 料率   | 年額       |
| 第1段階          | 0.50 | 27,240円 | 第1段階          | 0.50 | 32,630円  | 第1段階          | 0.45 | 30,740円  |
| 第2段階          | 0.50 | 27,240円 | 第2段階          | 0.50 | 32,630円  |               |      |          |
| 第3段階          | 0.75 | 40,860円 | 第3段階          | 0.70 | 45,680円  | 第2段階          | 0.70 | 47,830円  |
|               |      |         | 第4段階          | 0.75 | 48,950円  | 第3段階          | 0.75 | 51,240円  |
| 第4段階          | 0.85 | 46,300円 | 第5段階          | 0.90 | 58,740円  | 第4段階          | 0.90 | 61,490円  |
| 第5段階          | 1.00 | 54,480円 | 第6段階          | 1.00 | 65,270円  | 第5段階          | 1.00 | 68,330円  |
| 第6段階          | 1.10 | 59,920円 | 第7段階          | 1.15 | 75,060円  | 第6段階          | 1.15 | 78,570円  |
| 第7段階          | 1.25 | 68,100円 | 第8段階          | 1.25 | 81,580円  | 第7段階          | 1.25 | 85,410円  |
| 第8段階          | 1.50 | 81,720円 | 第9段階          | 1.40 | 91,370円  | 第8段階          | 1.45 | 99,070円  |
|               |      |         | 第10段階         | 1.50 | 97,900円  | 第9段階          | 1.60 | 109,320円 |
| 第9段階          | 1.75 | 95,340円 | 第11段階         | 1.75 | 114,220円 | 第10段階         | 1.80 | 122,990円 |
|               |      |         | 第12段階         | 1.85 | 120,740円 | 第11段階         | 1.90 | 129,820円 |

(3) 標準給付費見込み（27年度は実績値）

| 項 目              | 平成27年度     | 平成28年度     | 平成29年度     |
|------------------|------------|------------|------------|
|                  | 実績額        | 見込額        | 見込額        |
|                  | 千円         | 千円         | 千円         |
| 介護給付費            | 17,501,268 | 18,066,519 | 18,746,360 |
| 予防給付費            | 1,085,440  | 1,339,659  | 643,311    |
| 高額介護サービス等給付額     | 350,520    | 420,869    | 450,159    |
| 高額医療合算介護サービス等給付額 | 43,261     | 45,775     | 48,367     |
| 特定入所者介護サービス等給付額  | 608,709    | 517,496    | 518,373    |
| 算定対象審査支払手数料      | 20,555     | 22,210     | 23,259     |
| 標準給付見込額          | 19,841,315 | 20,412,528 | 20,429,829 |

### 3 高齢者福祉事業

本市の65歳以上の高齢者人口は、64,863人で人口比26.9%です。(平成28年4月1日現在)

#### (1) 高齢者援護事業(施設入所)

予算

| 区分 | 事業名        | 事業の概要                           | 内容           | 金額            |
|----|------------|---------------------------------|--------------|---------------|
| 市  | 老人福祉施設への入所 | おおむね65歳以上の自宅での養護が困難な方を受け入れています。 | 養護老人ホーム 181人 | 千円<br>171,550 |

#### (2) 高齢者の交通手段の確保

| 区分 | 事業名          | 事業の概要  | 内容  | 金額           |
|----|--------------|--|---|--------------|
| 市  | 福祉100円バス助成事業 | 高齢者等の日常生活利便の向上、生きがい、健康づくりに向けた交通手段の確保、公共施設及び公共交通機関の利用促進を図るものです。 | 100円で市内のバス路線(観光路線除く)及び上高地線電車乗車可能(新島々以西のバス路線は、安曇、奈川地区の方のみ対象) | 千円<br>73,800 |

#### (3) 高齢者の生きがい対策

| 区分  | 事業名                              | 事業の概要  | 内容  | 金額           |
|-----|----------------------------------|--|---|--------------|
| 国縣市 | 高齢者クラブ育成事業                       | 単位高齢者クラブ及び高齢者クラブ連合会の活動に対する助成(30人未満クラブは市単独補助)をします。                    | 27年度の状況<br>181クラブ 8,138人  | 千円<br>7,520  |
| 国縣市 | 老人スポーツ普及事業                       | 高齢者体育祭、ゲートボール、ペタンク大会に助成します。  | 27年度の状況<br>市・地区大会 15地区  | 千円<br>250    |
| 国縣市 | 高齢者社会奉仕団活動助成事業                   | 高齢者クラブ連合会の社会奉仕活動の促進を図ります。  | 消耗品費(友愛訪問配布用木曾ひのきスリ箸代)等   | 千円<br>50     |
| 国縣市 | 高齢者作品展                           | 高齢者作品展に助成します。  | 27年度出品点数 229点   | 千円<br>50     |
| 市   | 高年齢者就業機会確保事業(社団法人松本地域シルバー人材センター) | 高齢者が培ってきた経験や技術、技能を生かし、補助的、短期的就業を通じて生きがいの充実や健康の増進を図ります。               | S58.6.1 事業開始<br>H 3.9.1 波田町との広域化<br>H12.7.1 山形村の加入<br>28.3.31 現在の会員数 1,566                                    | 千円<br>15,480 |
| 市   | 高齢者の生きがいと創造の事業                   | 高齢者の創造活動を通じ老後の生きがいを高めます。   | 27年度の状況<br>木彫、松本てまり、拓本、囲碁、将棋、七宝焼  |              |
| 市   | 高齢者学習事業(松本市プラチナ大学)               | 高齢者が集会及び教養の向上・レクリエーション・趣味の活用等自ら学習・実習を通じて生きがいを高めるとともに仲間づくりを図る目的で行います。 | 27年度入学者 84人<br>全 32講座   |              |
| 市   | 敬老の日行事                           | 敬老の日を中心に行う敬老行事に助成及び記念品等の贈呈をします。<br><br>最高齢者顕彰事業に係る記念メダルの贈呈をします。      | 地区行事費補助<br>75歳以上 1人 1,000円<br>祝金<br>100歳以上 1人 25,000円<br>99歳 1人 13,000円<br>88歳 1人 12,000円<br>国、県、市最高齢者にメダルの贈呈 | 千円<br>61,380 |

| 区分 | 事業名                | 事業の概要   | 内容   | 金額           |
|----|--------------------|---|--|--------------|
| 市  | 高齢者福祉入浴事業          | 市内の公衆浴場と松香寮、松茸山荘を低料金で利用できる制度として、入浴を通じて高齢者の健康増進と交流促進を図るものです。 | 平成27年度<br>1人1回100円 年間30枚<br>延利用枚数 108,175枚<br>月平均 9,015枚 | 千円<br>31,780 |
| 市  | 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 | 概ね60歳以上の家庭に閉じこもりがちな高齢者等に教室、講座等の事業を通して生きがいと健康づくりを図るものです。     | 老人集いの家、町会公民館等の施設を利用し、スポーツ・レクリエーション活動、趣味・創作活動、教養講座等を実施。   | 千円<br>1,150  |

(4) 在宅介護24時間あんしん支援事業

| 区分 | 事業名           | 事業の概要   | 内容   | 金額          |
|----|---------------|---|--|-------------|
| 市  | 緊急ショートステイ事業   | 介護者の急病など緊急時に、養護老人ホームの短期入所により要介護者を受け入れます。                  | 期間：概ね1週間<br>利用料：1日 1,450円<br>(食事代は別)                 | 千円<br>410   |
| 市  | 介護110番事業      | 介護相談専門電話<br>(休日・夜間は、留守番電話対応)                              | TEL：39-1165(サキユイイロコ)                                 | 千円<br>40    |
| 県市 | ナイトケア利用料金助成事業 | デイサービスセンター利用者が、施設の実施するナイトケア(夜間預かり)を利用した場合に、その経費の一部を助成します。 | 助成額：経費の7割を助成<br>(7,000円を上限)<br>助成回数：年12回<br>(月3回を限度) | 千円<br>4,890 |

(5) 要援護高齢者に対する事業

| 区分  | 事業名              | 事業の概要   | 内容   | 金額                                |
|-----|------------------|---|--|-----------------------------------|
| 市   | 生活管理指導短期宿泊事業     | 身体的理由等により、在宅での生活が困難な高齢者を短期間養護老人ホームにお預かりします。           | 期間：概ね1週間以内<br>利用料：1日当たり400円<br>(食事代は別)   | 千円<br>6,100                       |
| 市   | 軽度生活援助員派遣事業      | 在宅のひとり暮らし等の高齢者に対し、無料で援助員を派遣します。                       | 回数：1ヵ月に1回1時間<br>内容：家周りの手入れ等  | 千円<br>2,140                       |
| 国県市 | 介護保険利用者負担軽減事業    | 生活保護受給者及び低所得者のうち市民税非課税世帯に属するサービス利用者に対して、利用料金負担を軽減します。 | 減免率：1/2、1/4、100/100<br>対象サービス<br>訪問介護、訪問入浴、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、介護老人福祉施設 他 | 千円<br>補助<br>5,920<br>市単<br>20,570 |
| 県市  | 高齢者住宅等整備事業       | 在宅高齢者の自立支援、介護負担の軽減を図るための住宅改修に対し補助をします。                | 対象者：所得税非課税の在宅要援護高齢者世帯<br>補助対象額：70万円<br>自己負担：補助対象額の1割<br>改修内容：手すりの設置、段差の解消、トイレの改修等    | 千円<br>7,560                       |
| 市   | ねたきり高齢者理美容料金助成事業 | 理美容院での理美容が困難な在宅の要介護高齢者に対し、訪問理美容料金の一部を助成します。           | 年間6枚の助成券を発行します。  | 千円<br>1,290                       |

| 区分  | 事業名           | 事業の概要   | 内容  | 金額           |
|-----|---------------|---|---|--------------|
| 市   | 移送サービス事業      | 要介護3・4・5と認定され、通常の車両への乗車が困難な住民税非課税の方に対し寝台タクシー利用料金の一部を助成します。                                  | 寝台タクシー料金の1/2<br>(4,000円上限)を助成する券を年6枚発行します。                                      | 千円<br>120    |
| 市   | 緊急通報装置設置事業    | ひとり暮らしの高齢者や、重度障害者等の緊急時の安全確保のため、緊急通報装置からの発信により、急病や災害の救助活動を迅速化し、適切な対応を図るよう、当該世帯に通報装置を設置しています。 | 27年度の状況<br>設置数 483世帯  | 千円<br>10,490 |
| 国県市 | 訪問給食サービス      | 65歳以上の高齢者及び障害者等に対し、訪問により給食サービスを提供し、安否確認、健康管理に寄与します  | 週2～6回昼食を配食  | 千円<br>26,790 |
| 市   | 救急医療情報キット支給事業 | 救急時に必要な個人情報(既往歴や健康保険証の写し等)を専用容器に入れて冷蔵庫内で保管し、救急時にかけてつけた救急隊員がこれを活用して的確・迅速な救急対応につなげるものです。      | 支給対象者<br>65歳以上のひとり暮らし高齢者、要介護1以上の方がいる高齢者のみの世帯の方、災害時等要援護者制度の登録者等                  |              |
| 国県市 | 成年後見制度利用支援事業  | 成年後見制度の利用を必要とする身寄りのない高齢者等に対して、同制度利用の支援を行います。  | 申立人がいない場合に市長が審判申立てを行い、申立費用及び生活保護受給者等の後見人に支払う報酬に対し助成を行う。                         | 千円<br>620    |
| 市   | 高齢者安否確認協力事業   | 市と協定を結んだ事業者が、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯へ配達等をした際、異変に気付いた場合は市へ通報し、市が安否確認を行います。                       | 協力事業者<br>・新聞販売店 23事業所<br>・弁当宅配店 1事業所<br>・乳製品販売業者 1事業所<br>・コンビニエンスストア 1事業所(53店舗) |              |
| 市   | 認知症施策推進事業     | 認知症とその疑いのある方とその家族に対して、必要な支援を行います。   | ・認知症思いやりパスブック<br>相談者に説明し配布する。<br>・思いやりあんしんカフェ<br>行方不明者の早期発見につなげる。               |              |

(6) 家庭介護支援事業

| 区分  | 事業名        | 事業の概要   | 内容   | 金額          |
|-----|------------|---|--|-------------|
| 国県市 | 家庭介護用品支給事業 | 介護用品(紙おむつ、尿取りパット等)を支給し、介護している家族の経済的負担等の軽減を図ります。 | 対象者：在宅の要介護4・5と認定された住民税非課税世帯の方<br>助成額：年額50,000円以内 | 千円<br>9,030 |
| 国県市 | 家庭介護者交流事業  | 在宅介護介護者の孤立防止・リフレッシュのための交流会を実施しています。             | 対象者：在宅の要介護高齢者を介護している介護者<br>自己負担：一泊5,000円         | 千円<br>450   |

| 区分    | 事業名             | 事業の概要  | 内 容   | 金 額           |
|-------|-----------------|--|---|---------------|
| 国 県 市 | 徘徊高齢者家族支援サービス事業 | 認知症状のある高齢者が徘徊し行方不明になった場合、早期に発見できるシステムを活用して、居場所を家族に伝え、事故防止を図り、介護家族を支援します。 | 対象者：在宅の徘徊の恐れのある高齢者を介護している介護者<br>利用料：1ヵ月 500円<br>(住民税非課税世帯 150円) | 千円<br><br>880 |

## 4 老人福祉施設等

### (1) 老人ホーム

| 種 別     | 施設名 | 所 在 地           | 定員  | 松本市<br>入所者 | 設 置 主 体                |
|---------|-----|-----------------|-----|------------|------------------------|
| 養護老人ホーム | 松風園 | 松本市大字入山辺 1509-1 | 100 | 95         | 松本市                    |
| 〃       | 温心寮 | 松本市波田 6857      | 100 | 49         | 松塩安筑老人福祉施設組合<br>(3市5村) |

### (2) 老人福祉センター

高齢者に対し健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供しています。

| 施 設 名                      | 南部<br>老人福祉センター | 梓川<br>老人福祉センター   |
|----------------------------|----------------|------------------|
| 所 在 地                      | 松本市双葉 4 番 16 号 | 松本市梓川梓 2283 番地 2 |
| 設 置 年 月                    | 昭和 58 年 10 月   | 昭和 62 年 2 月      |
| 利 用 状 況<br>( 2 7 年 度 実 績 ) | 22,105 人       | 6,148 人          |
| 管 理 費 等<br>( 2 8 年 度 予 算 ) | 7,130 千円       | 4,000 千円         |
| 指 定 管 理 者 名                | (社)松本市社会福祉協議会  |                  |

### (3) 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設です。

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、①保健師等、②社会福祉士、③主任介護支援専門員の3専門職を置き、質の高いサービスの提供を行っています。

| 名 称                  | 設置主体 | 担 当 地 区        | 住 所               |
|----------------------|------|----------------|-------------------|
| 松本市中央地域<br>包括支援センター  | 松本市  | 第1、第2、東部、中央、白板 | 丸の内3-7（松本市役所内）    |
| 松本市中央北地域<br>包括支援センター |      | 城北、城東、安原       | 元町3-7-1（ふくふくらいず内） |
| 松本市東部地域<br>包括支援センター  |      | 第3、入山辺、里山辺     | 里山辺910-1（うつくしの里内） |



| 名 称   | 設置主体 | 担 当 地 区    | 住 所                     |
|---|------|------------|-------------------------|
| 松本市南東部地域<br>包括支援センター  | 松本市  | 寿、寿台、内田、松原 | 寿中 2-20-1 (真寿園内)        |
| 松本市南部地域<br>包括支援センター   |      | 松南、芳川      | 双葉 4-16 (総合社会福祉センター内)   |
| 松本市河西部地域<br>包括支援センター  |      | 島内、島立      | 島内 4970-1 (島内公民館内)      |
| 松本市北部地域<br>包括支援センター   |      | 岡田、本郷、四賀   | 岡田下岡田 39-2              |
| 松本市中央南地域<br>包括支援センター  |      | 庄内、中山      | 筑摩 2-31-1-1             |
| 松本市中央西地域<br>包括支援センター  |      | 田川、鎌田      | 巾上 9-23                 |
| 松本市南西部地域<br>包括支援センター  |      | 笹賀、神林、今井   | 今井 4820-1 (やまびこの里内)     |
| 松本市河西部西地域<br>包括支援センター   |      | 新村、和田、梓川   | 和田 4693-1               |
| 松本市西部地域<br>包括支援センター   |      | 安曇、奈川、波田   | 波田 6908-1 (波田保健福祉センター内) |
| <p>《主な業務内容》</p> <p>① 総合相談支援<br/>高齢者の相談を総合的に受けるとともに、訪問して実態を把握し必要なサービスにつなぐこと。</p> <p>② 権利擁護<br/>虐待の防止など高齢者の権利擁護に努めること。</p> <p>③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援<br/>高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援すること。</p> <p>④ 介護予防マネジメント<br/>介護予防事業が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行うこと。</p> <p>⑤ 地域包括ケアシステムの構築<br/>高齢者に医療と介護を中心とした生活支援を包括的に提供される体制の構築を支援すること。</p> <p>⑥ 認知症施策の推進<br/>国の新オレンジプランに基づき、必要な施策を行うこと。</p> |      |            |                         |

(4) その他の施設

高齢者に対し教養の向上、心身の健康増進及び生きがいと健康づくりのための場を提供し、高齢者福祉の向上を図っています。

| 種 別         | 施 設 名              | 所 在 地           |
|-------------|--------------------|-----------------|
| 老 人 憩 の 家   | 安曇老人憩の家銀山荘         | 松本市安曇 4306 番地   |
| 生きがい増進センター  | 奈川生きがい増進センターふれあいの家 | 松本市奈川 1575 番地 4 |
| 老 人 集 会 施 設 | 中川老人集会施設赤松館        | 松本市中川 7073 番地 1 |
|             | 安曇島々老人集いの家         | 松本市安曇 721 番地 2  |
|             | 安曇橋場老人集いの家         | 松本市安曇 1792 番地 2 |
|             | 安曇稲核老人集いの家         | 松本市安曇 2627 番地 2 |
|             | 安曇沢渡老人集いの家         | 松本市安曇 4162 番地 1 |

|          |               |                  |
|----------|---------------|------------------|
| 屋内スポーツ施設 | 安曇島々屋内ゲートボール場 | 松本市安曇 1028 番地 2  |
|          | 安曇番所屋内ゲートボール場 | 松本市安曇 3994 番地 20 |
|          | 奈川屋内スポーツ施設    | 松本市奈川 1575 番地 4  |

## 5 老人保健施設等運営事業

国立病院等の再編成に伴い、国から払い下げを受けた国立療養所松本病院の後施設として、包括的な保健福祉サービスを行う総合ヘルスケア複合施設として整備した城山介護老人保健施設等の運営を行うものです。

### (1) 経過

|             |                            |
|-------------|----------------------------|
| 昭和 61 年 1 月 | 厚生省が国立病院・国立療養所の再編成計画を公表    |
| 平成 5 年 3 月  | 松本城山病院と東松本病院との統合推進を決定      |
| 平成 8 年 5 月  | 統合後の松本城山病院の後利用基本構想・基本計画を決定 |
| 7 月         | 厚生省から松本城山病院を取得             |
| 9 月         | 施設建設工事着手                   |
| 平成 10 年 3 月 | 工事竣工                       |
| 4 月         | 開設                         |
| 平成 12 年 4 月 | 介護保険制度施行                   |
| 平成 16 年 4 月 | 指定管理制度導入                   |
| 平成 19 年 3 月 | 国の療養病床再編成に伴い、診療所を廃止        |
| 5 月         | 診療所を改修し、老健を 119 床に増床       |

### (2) 施設の概要

|         |                          |
|---------|--------------------------|
| ア 施設の愛称 | 「ゆめてらす城山」                |
| イ 所在地   | 松本市大字蟻ヶ崎 2132 番地         |
| ウ 敷地面積  | 33,674.62 m <sup>2</sup> |
| エ 施設の詳細 |                          |

| 施設名          | 施設内容  | 構造・面積  |
|--------------|---|--|
| 介護老人保健施設     | 介護保険施設として、一般入所、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーションの各サービスを提供。<br>入所定数 119 名<br>通所定数 25 名 | ・鉄筋コンクリート<br>一部鉄骨造 2 階建<br>延床約 4,570 m <sup>2</sup><br>・鉄骨造 2 階建<br>延床約 1,300 m <sup>2</sup><br>(2 階は職員宿舎) |
| 老人デイサービスセンター | 通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスを提供。<br>通所定員 一般 40 名<br>認知症 10 名  | 鉄骨造平屋建<br>延床約 760 m <sup>2</sup>   |

## 6 総合社会福祉センター

本市の福祉拠点の役割を担う施設として、十分にその機能が果たせる管理運営を行っています。

- (1) 設置主体 松本市
- (2) 運営 市社会福祉協議会が指定管理者として運営
- (3) 敷地 9,215.63 m<sup>2</sup>
- (4) 構造・規模 鉄筋コンクリート造5階建、延床面積4,466.9 m<sup>2</sup>
- (5) 設立 昭和58年10月
- (6) 施設内容

- ア 心身障害者福祉センター
- イ 心身障害児通園施設「しいのみ学園」
- ウ おもちゃ図書館
- エ 松本圏域障害者相談支援センター「ぴあねっと・まつもと」
- オ 南部児童センター
- カ 南部老人福祉センター
- キ 南松本訪問看護ステーション
- ク 南部地域包括支援センター
- ケ ボランティアセンター
- コ 松本市社会福祉協議会（総務課、地域福祉課、在宅福祉課、施設障害福祉課）
- サ 会議室その他
- シ 就労継続支援B型事業所「希望の家」（別棟）

## 7 生活保護

### (1) 扶助別生活保護費の推移

| 年<br>度 | 総額        |                 | 生活扶助      | 教育扶助   | 住宅扶助    | 医療扶助      | 介護扶助    | 施設事務費   | その他扶助  |
|--------|-----------|-----------------|-----------|--------|---------|-----------|---------|---------|--------|
|        | 保護費       | 1人当たり月<br>平均保護費 |           |        |         |           |         |         |        |
|        | 千円        | 円               | 千円        | 千円     | 千円      | 千円        | 千円      | 千円      | 千円     |
| 16     | 2,158,300 | 149,757         | 656,031   | 7,414  | 202,313 | 1,118,749 | 78,502  | 94,104  | 1,189  |
| 17     | 2,396,813 | 159,704         | 699,870   | 8,594  | 225,257 | 1,248,295 | 84,094  | 126,893 | 3,810  |
| 18     | 2,381,988 | 150,530         | 703,155   | 8,748  | 237,683 | 1,218,959 | 84,730  | 125,823 | 2,890  |
| 19     | 2,113,551 | 139,113         | 674,902   | 8,546  | 236,301 | 1,000,043 | 71,136  | 119,717 | 2,904  |
| 20     | 2,038,187 | 136,534         | 675,029   | 7,171  | 244,081 | 920,778   | 71,061  | 117,169 | 2,898  |
| 21     | 2,431,068 | 139,141         | 821,877   | 11,838 | 301,895 | 1,109,617 | 58,182  | 123,121 | 4,538  |
| 22     | 2,953,956 | 140,443         | 1,003,575 | 18,438 | 369,479 | 1,372,592 | 67,089  | 114,874 | 7,909  |
| 23     | 3,037,109 | 134,600         | 1,069,448 | 21,929 | 412,429 | 1,343,035 | 71,364  | 110,856 | 8,048  |
| 24     | 3,149,973 | 136,528         | 1,094,249 | 19,982 | 440,026 | 1,404,039 | 74,955  | 103,925 | 12,797 |
| 25     | 3,086,072 | 135,747         | 1,037,854 | 16,484 | 452,793 | 1,386,778 | 83,084  | 97,228  | 11,851 |
| 26     | 3,167,031 | 137,130         | 1,061,639 | 15,960 | 480,547 | 1,393,508 | 94,028  | 107,929 | 13,420 |
| 27     | 3,288,460 | 141,470         | 1,016,200 | 14,197 | 492,020 | 1,541,736 | 103,315 | 109,063 | 11,929 |

## (2) 扶助別生活保護人員の推移

| 年<br>度 | 保護実数（各月平均） |       |     | 保 護 延 人 員 |        |       |        |        |       |     |
|--------|------------|-------|-----|-----------|--------|-------|--------|--------|-------|-----|
|        | 世帯         | 人員    | 保護率 | 総数        | 生活扶助   | 教育扶助  | 住宅扶助   | 医療扶助   | 介護扶助  | その他 |
|        | 世帯         | 人     | %   | 人         | 人      | 人     | 人      | 人      | 人     | 人   |
| 16     | 907        | 1,201 | 5.8 | 38,369    | 12,376 | 866   | 11,178 | 11,597 | 2,338 | 14  |
| 17     | 999        | 1,334 | 5.8 | 42,205    | 13,514 | 977   | 12,066 | 12,695 | 2,738 | 215 |
| 18     | 1,025      | 1,319 | 5.8 | 43,235    | 13,686 | 1,008 | 12,337 | 13,028 | 3,000 | 176 |
| 19     | 985        | 1,266 | 5.6 | 41,854    | 13,251 | 992   | 12,250 | 12,323 | 2,840 | 198 |
| 20     | 992        | 1,244 | 5.8 | 40,966    | 13,158 | 877   | 12,093 | 11,869 | 2,681 | 288 |
| 21     | 1,146      | 1,452 | 6.4 | 47,479    | 15,523 | 1,021 | 14,261 | 13,543 | 2,761 | 370 |
| 22     | 1,344      | 1,753 | 7.3 | 57,728    | 18,800 | 1,510 | 17,397 | 16,519 | 2,970 | 532 |
| 23     | 1,425      | 1,880 | 7.8 | 62,862    | 20,261 | 1,753 | 19,085 | 18,139 | 3,159 | 465 |
| 24     | 1,474      | 1,923 | 8.0 | 65,995    | 20,830 | 1,628 | 19,956 | 19,461 | 3,457 | 663 |
| 25     | 1,490      | 1,895 | 7.9 | 65,101    | 20,305 | 1,382 | 19,749 | 19,418 | 3,607 | 640 |
| 26     | 1,525      | 1,925 | 8.0 | 66,108    | 20,676 | 1,232 | 20,161 | 19,589 | 3,889 | 561 |
| 27     | 1,572      | 1,937 | 8.0 | 66,498    | 20,397 | 1,109 | 20,186 | 19,966 | 4,386 | 454 |

## 8 障害者福祉事業（健康福祉部関係予算分）

| 区 分   | 事 業 名            | 事 業 の 概 要  | 内 容   | 28年度予算額<br>(千円) |
|-------|------------------|--|---|-----------------|
| 国 県 市 | 障害者相談支援事業        | 松本圏域3市5村による負担金で、専門の相談員を障害者総合相談支援センターに配置し、障害者や家族からの各種相談に応じています。 | 障害者総合相談支援センター<br>wish（松本市）<br>あるぷ（安曇野市）<br>ボイス（塩尻市） | 38,660          |
| 国 県 市 | 自立支援医療（更生医療）給付事業 | 障害を取り除いたり軽くするための医療費を助成します。                                     | 27年度実績<br>利用者数 224人                                 | 284,880         |
| 国 県 市 | 補装具交付及び修理        | 障害を補うための義足、補聴器、車椅子等の交付修理費を助成します。                               | 27年度実績<br>交付 157件<br>修理 199件                        | 32,640          |
| 国 県 市 | 日常生活用具給付貸付事業     | 重度の心身障害者に対し、日常生活用具を給付、貸与することにより日常生活の便宜を図ります。                   | 27年度実績<br>給付件数 5,141件                               | 44,960          |
| 国 県 市 | 障害者就労支援事業        | 就労生活支援ワーカーを配置し、障害者の就労と生活の両面を支援しています。                           | 一般社団法人びあねっとへ委託                                      | 5,060           |
| 国 県 市 | 手話通訳者設置事業        | 来庁される聴覚障害者の利便や社会参加の促進を図るため、手話通訳者を設置します。                        | 専任手話通訳者<br>1名配置（通年）                                 | 3,010           |
| 国 県 市 | 手話通訳者要約筆記奉仕員派遣事業 | 聴覚障害者が官公庁、病院、学校等に一時的な所用が生じた時に通訳者や要約筆記者を派遣します。                  | 27年度実績<br>手話通訳者 1,175回<br>要約筆記奉仕員 221回              | 5,630           |

| 区分  | 事業名                                 | 事業の概要   | 内容   | 28年度予算額<br>(千円) |
|-----|-------------------------------------|---|--|-----------------|
| 国縣市 | 字幕・手話広報<br>作成事業                     | 松本市の広報番組等に字幕、<br>手話を挿入し、聴覚障害者<br>へ。   | 放映回数年 10 回<br>DVD 作成 1 本   | 776             |
| 国 県 | 自立支援医療<br>(精神通院公費<br>負担) 給付事業       | 精神の病気で通院する際にか<br>かった医療費(薬剤費適用)<br>の自己負担のうち 90%を公費<br>負担します。<br>市では申請受付業務をしてい<br>ます。       | 障害者総合支援法の規定に<br>より国・県が 1/2 ずつ負担<br>受給者 3,836 名                               |                 |
| 県 市 | 心身障害者タイ<br>ムケア事業                    | 個人、団体の登録介護者が障<br>害者を一時的に預かり、介護<br>者の負担を軽減します。   | 27 年度実績<br>利用者数 256 人  | 6,200           |
| 県 市 | 障害児・者施設<br>訪問看護サービ<br>ス事業           | 通所等の施設において、医療<br>的ケアが必要な通所者のた<br>め、看護師等を配置した場<br>合に、経費の一部を補助しま<br>す。                      | ・こきりこささら<br>・しいのみ学園  | 3,840           |
| 県 市 | 身体障害者住宅<br>整備事業                     | 障害者の日常生活の利便を図<br>るための住宅の整備改修費<br>用を助成します。   | 浴室、台所、トイレ、洗面<br>所、玄関、階段等の整備改<br>修 5 件  | 2,890           |
| 県 市 | 心身障害児<br>(者) 通所通園<br>等推進事業          | 県内心身障害者施設に入所し<br>ている者の帰省、又は面会<br>の際に利用した有料道路通行<br>料補助等をします。                               | 27 年度実績<br>13 人  | 290             |
| 市   | 重度心身障害者<br>(児) タクシー<br>利用料金助成事<br>業 | 歩行困難な重度心身障害者の<br>外出支援策として、一定の要<br>件のもと、タクシー利用券を<br>交付します。                                 | 年 24 枚 (1 枚 700 円)<br>対象者：身体障害者(肢<br>体、体幹、視覚、内部障<br>害) 知的障害者<br>人工透析者は年 48 枚 | 21,030          |
| 市   | 重度心身障害者<br>(児) 自動車燃<br>料費助成事業       | 歩行困難な重度心身障害者の<br>外出支援策として、一定の要<br>件のもと、自動車燃料費を助<br>成します。                                  | 1 カ月あたり 1,400 円を限<br>度額として助成<br>年 16,800 円<br>対象者：肢体、体幹、視<br>覚、知的、内部各障害者     |                 |
| 市   | 日中活動の場整<br>備促進事業                    | 民間団体が運営する日中活動<br>の場の借地料等を補助するこ<br>とにより、事業運営の安定化<br>及び整備を促進し、障害者の<br>在宅福祉サービスの向上を図<br>ります。 | 借地料の 1/2 を助成<br>上限年 600 千円   | 480             |
| 市   | 心身障害者扶養<br>共済掛金補助事<br>業             | 障害者の保護者が加入する年<br>金制度で、低所得世帯が負担<br>する掛金の一部を補助しま<br>す。                                      | 27 年度実績<br>対象者数 9 人  | 390             |
| 市   | 福祉自動車貸出<br>事業                       | 心身に障害のある市民の外出<br>を容易にするため、福祉自動<br>車を無料で貸し出します。  | 松本市社会福祉協議会でリ<br>フト付き自動車の貸し出し   | 400             |

| 区分 | 事業名                 | 事業の概要   | 内容                                      | 28年度予算額<br>(千円) |
|----|---------------------|---|---|-----------------|
| 市  | 身体障害者補助犬助成事業        | 盲導犬、介助犬、聴導犬を使用している障害者に、飼育管理費の負担を軽減するための助成をします。    | 27年度<br>7頭                              | 260             |
| 市  | 福祉理美容料金助成事業         | 常時介護を必要とし外出の困難な1、2級の身体障害者が、訪問理美容を受ける際の費用を一部助成します。 | 年6回以内<br>1回3,000円<br>27年度実績<br>利用者数 20人 | 240             |
| 市  | 心身障害児・者<br>激励行事補助事業 | 心身障害児・者と家族、ボランティアの交流を深めるバス旅行です。                   | 松本市社会福祉協議会が企画運営<br>約 人参加<br>バス借上料 台     |                 |

## 9 障害者（児）の状況

### (1) 身体障害者（児）数の推移（各年度末現在）

| 年度 | 視覚    | 内部      | 聴覚・言語・平衡 | 上下肢・体幹  | 合計       |
|----|-------|---------|----------|---------|----------|
| 25 | 608 人 | 3,428 人 | 803 人    | 5,919 人 | 10,758 人 |
|    | 5.6 % | 31.9 %  | 7.5 %    | 55.0 %  | 100.0 %  |
| 26 | 593 人 | 3,415 人 | 833 人    | 5,860 人 | 10,701 人 |
|    | 5.5 % | 31.9 %  | 7.8 %    | 54.8 %  | 100.0 %  |
| 27 | 596 人 | 3,535 人 | 813 人    | 5,814 人 | 10,758 人 |
|    | 5.5 % | 32.9 %  | 7.6 %    | 54.0 %  | 100.0 %  |

### (2) 知的障害者（児）数の推移（各年度末現在）

| 年度 | 重度 (A1) | 中度 (A2・B1) | 軽度 (B2) | 合計      |
|----|---------|------------|---------|---------|
| 25 | 585 人   | 502 人      | 591 人   | 1,678 人 |
|    | 34.9 %  | 29.9 %     | 35.2 %  | 100.0 % |
| 26 | 616 人   | 532 人      | 665 人   | 1,813 人 |
|    | 34.0 %  | 29.3 %     | 36.7 %  | 100.0 % |
| 27 | 628 人   | 550 人      | 696 人   | 1,874 人 |
|    | 33.5 %  | 29.4 %     | 37.1 %  | 100.0 % |

### (3) 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移（各年度末現在）

| 年度 | 1 級    | 2 級     | 3 級   | 合計      |
|----|--------|---------|-------|---------|
| 25 | 788 人  | 881 人   | 116 人 | 1,785 人 |
|    | 44.1 % | 49.4 %  | 6.5 % | 100.0 % |
| 26 | 890 人  | 998 人   | 128 人 | 2,016 人 |
|    | 44.2 % | 49.5 %  | 6.3 % | 100.0 % |
| 27 | 900 人  | 1,032 人 | 129 人 | 2,061 人 |
|    | 43.7 % | 50.0 %  | 6.3 % | 100.0 % |

※(1)～(3)の障害者数は18歳未満の児童を含む

## 10 障害福祉サービス

### (1) 制度の概要



(2) 主なサービスの利用状況（平成 27 年度実績）

| サービス形態    | サービス種別     | 延利用者（人） | 金額（千円）    |
|-----------|------------|---------|-----------|
| 介護給付サービス  | 居宅介護       | 5,292   | 336,630   |
|           | 行動援護       | 541     | 39,607    |
|           | 同行援護       | 466     | 12,989    |
|           | 短期入所       | 775     | 66,763    |
|           | 療養介護       | 437     | 113,108   |
|           | 生活介護       | 5,955   | 1,141,677 |
|           | 施設入所支援     | 2,691   | 343,708   |
|           | 共同生活援助     | 2,392   | 323,147   |
| 訓練等給付サービス | 自立訓練       | 190     | 20,224    |
|           | 就労移行支援     | 626     | 102,770   |
|           | 就労継続支援 A 型 | 630     | 77,496    |
|           | 就労継続支援 B 型 | 5,650   | 576,823   |
| 相談支援      | 計画相談支援     | 4,573   | 69,050    |
|           | 地域移行支援     | 9       | 435       |
|           | 地域定着支援     | 16      | 436       |

## 11 障害者施設

障害者の通所施設として、作業や生活訓練を通して社会参加や自立、生きがいを図るための支援をしています。

| 種別           | 施設名              | 所在地                            | 定員 | 指定管理者             |
|--------------|------------------|--------------------------------|----|-------------------|
| 就労継続支援 B 型施設 | 松本市希望の家          | 松本市双葉 4-16                     | 22 | (福)<br>松本市社会福祉協議会 |
|              | 松本市岡田希望の家        | 松本市岡田町 480-8                   | 15 |                   |
|              | 松本市南ふれあいホーム      | 松本双葉 4-8                       | 20 |                   |
|              | 松本市北ふれあいホーム      | 松本市沢村 1-14-26                  | 20 |                   |
|              | 松本市障がい者就労センター・はた | 松本市波田 6908-1<br>松本市波田保健福祉センター内 | 40 |                   |
| 地域活動支援センター   | 松本市心身障害者福祉センター   | 松本市双葉 4-16<br>松本市総合福祉センター内     | 20 |                   |



## 12 医療費助成制度（福祉医療）

| 区分  | 実施年月日           | 要件  | 27年度実績           |                     |                     |                     | 備考   |
|-----|-----------------|---|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--|
|     |                 |   | 受給者数             | 総額<br>(医療費)         | 財源内訳                |                     |  |
|     |                 |   |                  |                     | 県                   | 市                   |  |
| 障害者 | 県補助<br>H15.7.1- | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身障1・2級の者<br/>(特別障害者手当準拠)</li> <li>・身障3級の者<br/>(本人：所得税非課税、扶養義務者等：特別障害者手当準拠)</li> <li>・療育手帳A1・A2・B1の者<br/>(特別障害者手当準拠)</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級の者の通院<br/>(特別障害者手当準拠)</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳2級の者の通院<br/>(自立支援医療指定医療機関通院医療費)<br/>(本人：所得税非課税、扶養義務者等：特別障害者手当準拠)</li> </ul> | (人)<br><br>7,082 | (千円)<br><br>509,315 | (千円)<br><br>254,657 | (千円)<br><br>254,658 | 助成の歩み<br><br>(15年度から)<br>・自動給付方式<br>・所得制限の導入<br>・受給者負担金の導入<br>(17年度から)<br>・入院時食事療養費標準負担額の1/2の助成<br>(18年度から)<br>・所得制限の一部廃止<br>(21年度から)<br>・受給者負担金の引き上げ(300円→500円)<br>(22年度から)<br>・精神障害者保健福祉手帳2級<br>(自立支援医療指定医療機関通院の助成)<br>(25年度から)<br>・精神障害者保健福祉手帳2級<br>通院全体に拡大 |
|     | 市単独<br>H18.8.1- | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外の障害1・2級の者<br/>(所得制限なし)</li> <li>・上記以外の療育手帳A1の者<br/>(所得制限なし)</li> <li>・上記以外の精神障害者保健福祉手帳1級の者の通院<br/>(所得制限なし)</li> <li>・上記以外の身障3・4級の者<br/>(特別障害者手当準拠)</li> <li>・上記以外の精神障害者保健福祉手帳2級の者の通院<br/>(特別障害者手当準拠)</li> <li>・特児1・2級の者<br/>(特別障害者手当準拠)</li> </ul>            | 2,741            | 277,548             | -                   | 277,548             |  |

※ 20歳以上の実績（20歳未満は、こども福祉課）

## 13 見舞金支給事業

| 事業名           | 実施年月日   | 要件   | 支給額        | 受給者数                   |
|---------------|---------|--|------------|------------------------|
| 特定疾患患者見舞金支給事業 | S48.4.1 | 1. 特定疾患県要綱に基づく受給者証の交付を受けている者または、市要綱に定めた疾患の者<br>2. 本市に1年以上住所を有する者 | 年間 12,000円 | 27年度実績<br>(人)<br>1,126 |

## 14 手当等の概要

| 区分<br>(実施年月) | 支給額                       | 支給要件   | 支給制限   | 受給者数                              |                       |
|--------------|---------------------------|--|--|-----------------------------------|-----------------------|
| 国の制度         | 特別障害者手当<br>(S39.9)        | 月額 26,620 円  | 20 歳以上であって、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の重度障害者  | 所得制限あり<br>併給制限なし                  | 27 年度実績<br>(人)<br>305 |
|              | 福祉手当<br>(経過措置)<br>(S61.4) | 月額 14,480 円  | 昭和 61 年 3 月 31 日において 20 歳以上の福祉手当受給者であって、昭和 61 年 4 月 1 日において、障害基礎年金又は特別障害者手当の支給を受けることのできない者 | 所得制限あり<br>併給制限あり                  | 3                     |
| 市の制度         | 心身障害者福祉手当<br>(S42.4)      | 年額 33,000 円  | 20 歳以上の在宅者<br>身障 1 級、療育 A1・A2、<br>精神保健福祉 1、2 級   | 所得制限あり<br>特別障害者手当等併給制限あり          | 3,426                 |
|              | 外国人高齢者特別給付金<br>(H7.4)     | 月額 10,000 円  | 大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた者<br>永住者又は特別永住者<br>厚生年金その他の年金を受給していない者                               | 生活保護受給者期間<br>社会福祉施設入所期間<br>所得制限有り | 4                     |
|              | 高齢者介護手当<br>(H14.4)        | 年額 100,000 円   | 重度の要介護高齢者（65 歳以上の要介護 3～5）を家庭で 180 日以上同居して介護している者   | なし                                | 1,635                 |
| 年額 50,000 円  |                           | 重度の要介護高齢者が死亡した場合で、家庭で 90 日以上 180 日未満同居して介護していた者（平成 24 年 4 月 1 日から適用） |  |                                   |                       |

## 15 国民健康保険事業

### (1) 概要

- ・事業開始 昭和 29 年 4 月 1 日
- ・被保険者世帯数 34,316 世帯（28 年 3 月 31 日現在）
- ・被保険者数 57,553 人（28 年 3 月 31 日現在）
- ・加入割合 世帯 33.3% 人口 23.9%
- ・一部負担金の割合
  - 義務教育就学前 2 割
  - 義務教育就学後～70 歳未満 3 割
  - 70 歳以上 75 歳未満 3 割（現役並み所得者）
  - 2 割（現役並み所得者以外の S19 年 4 月 2 日以降の誕生日の方）
  - 1 割（現役並み所得者以外の S19 年 4 月 1 日以前の誕生日の方）

・その他の保険給付 出産育児一時金 404,000円

(産科医療補償制度対象出産の場合は420,000円)

葬祭費 50,000円

結核精神給付金

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2  
又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令  
に規定する医療を受けたとき

・保険税、料の別 保険税

・普通徴収納期回数 9回 ・特別徴収納期回数 6回

(2) 保険税賦課状況

| 区 分        |                 | 23年度      | 24年度     | 25年度     | 26年度     | 27年度     |          |
|------------|-----------------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 賦課割合       | 所得割             | 医療給付費分    | 64.6%    | 64.6%    | 64.6%    | 66.4%    | 66.4%    |
|            |                 | 後期高齢者支援金分 | 65.0%    | 65.0%    | 65.0%    | 67.3%    | 67.5%    |
|            |                 | 介護給付金分    | 63.6%    | 63.6%    | 63.7%    | 66.3%    | 67.2%    |
|            | 均等割             | 医療給付費分    | 21.4%    | 21.4%    | 21.2%    | 20.1%    | 20.0%    |
|            |                 | 後期高齢者支援金分 | 21.5%    | 21.5%    | 21.4%    | 19.9%    | 19.7%    |
|            |                 | 介護給付金分    | 20.0%    | 19.9%    | 19.7%    | 18.3%    | 17.7%    |
|            | 平等割             | 医療給付費分    | 14.0%    | 14.0%    | 14.2%    | 13.5%    | 13.6%    |
|            |                 | 後期高齢者支援金分 | 13.5%    | 13.5%    | 13.6%    | 12.8%    | 12.8%    |
|            |                 | 介護給付金分    | 16.4%    | 16.5%    | 16.6%    | 15.4%    | 15.1%    |
| 税率         | 所得割             | 医療給付費分    | 7.9/100  | 7.9/100  | 7.9/100  | 7.9/100  | 7.9/100  |
|            |                 | 後期高齢者支援金分 | 2.4/100  | 2.4/100  | 2.4/100  | 2.4/100  | 2.4/100  |
|            |                 | 介護給付金分    | 2.5/100  | 2.5/100  | 2.5/100  | 2.5/100  | 2.5/100  |
|            | 均等割<br>(1人当たり)  | 医療給付費分    | 17,100円  | 17,100円  | 17,100円  | 17,100円  | 17,100円  |
|            |                 | 後期高齢者支援金分 | 5,100円   | 5,100円   | 5,100円   | 5,100円   | 5,100円   |
|            |                 | 介護給付金分    | 6,000円   | 6,000円   | 6,000円   | 6,000円   | 6,000円   |
|            | 平等割<br>(1世帯当たり) | 医療給付費分    | 21,000円  | 21,000円  | 21,000円  | 21,000円  | 21,000円  |
|            |                 | 後期高齢者支援金分 | 6,000円   | 6,000円   | 6,000円   | 6,000円   | 6,000円   |
|            |                 | 介護給付金分    | 6,300円   | 6,300円   | 6,300円   | 6,300円   | 6,300円   |
| 1世帯<br>当たり | 最 高             | 医療給付費分    | 510,000円 | 510,000円 | 510,000円 | 510,000円 | 520,000円 |
|            |                 | 後期高齢者支援金分 | 140,000円 | 140,000円 | 140,000円 | 160,000円 | 170,000円 |
|            |                 | 介護給付金分    | 120,000円 | 120,000円 | 120,000円 | 140,000円 | 160,000円 |
|            | 平 均             | 医療給付費分    | 107,346円 | 106,423円 | 106,614円 | 108,991円 | 92,276円  |
|            |                 | 後期高齢者支援金分 | 31,804円  | 31,534円  | 31,581円  | 32,839円  | 27,918円  |
|            |                 | 介護給付金分    | 28,631円  | 28,311円  | 28,278円  | 31,413円  | 26,019円  |
| 1人<br>当たり  | 平 均             | 医療給付費分    | 61,200円  | 61,067円  | 61,522円  | 64,137円  | 54,386円  |
|            |                 | 後期高齢者支援金分 | 18,132円  | 18,094円  | 18,233円  | 19,324円  | 16,454円  |
|            |                 | 介護給付金分    | 22,688円  | 22,570円  | 22,803円  | 25,559円  | 21,364円  |

※年度末数値

(3) 保険税収納率

| 区 分   | 22年度   | 23年度   | 24年度   | 25年度   | 26年度   | 27年度   |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 計     | 69.62% | 70.44% | 71.62% | 72.37% | 71.65% | 70.60% |
| 現年度分  | 89.76  | 90.46  | 90.59  | 90.45% | 90.27% | 90.87% |
| 滞納繰越分 | 11.37  | 14.03  | 16.93  | 16.57% | 14.56% | 14.64% |

(4) 保健事業

ア 第29回健康フェスティバル

- ・開催日 平成27年9月27日
- ・開催場所 総合体育館
- ・参加者 約1,425人
- ・テーマ 「笑顔でのばそう健康寿命」
- ・参加23団体による実演と展示。特別企画として、講演会、演奏会等実施

イ 人間ドック受診補助

(ア) 対象者 今年度35歳から75歳未満の被保険者

(イ) 助成額

- ・人間ドック 日帰り 15,000円 1泊2日 20,000円
- ・脳ドック 人間ドックの追加検査として行う脳ドック又は簡易脳ドック 10,000円  
血液検査等の基本検査を含む脳ドック 15,000円

ウ 特定健康診査及び特定保健指導

(ア) 対象者 今年度40歳から75歳未満の被保険者

今年度30歳、35歳の節目年齢になる被保険者(市単独事業)

(イ) 検査項目

- ・法定項目 問診、診察、身体測定、血圧測定、尿検査(尿糖、尿蛋白)、脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)、肝機能検査(AST、ALT、γ-GT)、血糖検査(ヘモグロビンA1c)
- ・市独自追加項目 心電図、貧血検査、空腹時血糖、尿酸、クレアチニン、白血球、血小板、尿潜血

(ウ) 平成27年度実績(速報値)

| 特定健康診査 | 対象者数    | 受診者数    | 実施率   |
|--------|---------|---------|-------|
|        | 40,820人 | 17,666人 | 43.3% |

| 特定保健指導 | 区分     | 対象者数   | 発生率  | 実施数<br>(初回面接<br>利用者数) | 実施率<br>(初回面接<br>利用率) |
|--------|--------|--------|------|-----------------------|----------------------|
|        | 動機付け支援 | 1,056人 | 4.9% | 781人                  | 74.0%                |
|        | 積極的支援  | 325人   | 1.4% | 224人                  | 68.9%                |

(エ) 第二期松本市国民健康保険特定健康診査等実施計画(25年度～29年度)の目標値

|        | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|--------|------|------|------|------|------|
| 特定健康診査 | 51%  | 53%  | 55%  | 57%  | 60%  |
| 特定保健指導 | 40%  | 45%  | 50%  | 55%  | 60%  |

## 16 後期高齢者医療制度

### (1) 概要

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の高齢者を対象とする医療制度です。都道府県ごとに設置された後期高齢者医療広域連合が主体となって市町村と事務分担しながら運営を行います。

- ・ 事業開始 平成 20 年 4 月 1 日
- ・ 被保険者数 33,707 人(28 年 3 月 31 日現在)
- ・ 一部負担金の割合 一般 1 割  
現役並み所得者 3 割
- ・ その他の保険給付 葬祭費 50,000 円
- ・ 保険税・料の別 保険料
- ・ 普通徴収納期回数 9 回 特別徴収納回数 6 回

### (2) 保健事業

#### ア 人間ドック受診補助

(7) 松本市に住民登録している長野県後期高齢者医療被保険者

#### (イ) 助成額

- ・ 人間ドック 日帰り 15,000 円 1 泊 2 日 20,000 円
- ・ 脳ドック 人間ドックの追加検査として行う脳ドック又は簡易脳ドック 10,000 円  
血液検査等の基本検査を含む脳ドック 15,000 円

#### イ 健康診査

(7) 対象者 松本市に住民登録している長野県後期高齢者医療被保険者

#### (イ) 検査項目

- ・ 法定項目 問診、診察、身体測定、血圧測定、尿検査（尿糖、尿蛋白）、脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）、肝機能検査（AST、ALT、 $\gamma$ -GT）、血糖検査（ヘモグロビン A1c）
- ・ 市独自追加項目 心電図、貧血検査、空腹時血糖、尿酸、クレアチニン、白血球、血小板、尿潜血

(ウ) 平成 27 年度実績

| 特定健康診査 | 対象者数     | 受診者数     | 実施率   |
|--------|----------|----------|-------|
|        | 32,973 人 | 15,826 人 | 48.0% |

## 17 松本市小児科・内科夜間急病センター

市民が安心して安全に医療を受けることができる初期救急医療体制の整備及び子育て支援の充実を図るとともに、二次救急病院の負担を軽減し、本来の二次救急医療に専念できる体制の整備を図る目的で設置され、以来、松本市医師会をはじめとする関係機関の協力を得て順調に運営されています。

### (1) 施設の概要

| 区 分       | 内 容   |
|-----------|---|
| 住 所       | 松本市城西 2-5-22  |
| 開 設 年 月 日 | 平成 17 年 4 月 1 日   |
| 開 設 者     | 松本市長  |
| 管 理 者     | 松本市医師会長   |
| 診 療 科 目   | 小児科・内科  |
| 診 療 日     | 365 日（年中無休）   |
| 診 療 時 間   | 午後 7 時～午後 11 時  |
| 職 員 体 制   | 医師 2（小児科・内科各 1） 薬剤師 1 看護師 2 医療事務 2 事務員 1 合計 8 名   |
| 主 な 設 備   | 血圧計・聴診器・耳鏡・眼底鏡・滅菌器・ネブライザー・吸引器・多項目血球計算装置・血液化学検査・心電図・超音波装置・X 線透視装置・自動現像器・顕微鏡・遠心器・酸素発生装置・パルスオキシメーター・除細動器・気管内挿管器具 他 |

### (2) 27 年度利用人員

| 診 療 科 目     | 利 用 者 数                      | 構 成 比 | 1 日 平 均 数 |
|-------------|------------------------------|-------|-----------|
| 小児科（0～15 歳） | 5,877 人                      | 64.8% | 16.1 人    |
| 内 科（16 歳以上） | 3,190 人                      | 35.2% | 8.7 人     |
| 合 計         | 9,067 人（男 4,626 人・女 4,441 人） | 100%  | 24.8 人    |

## 18 診療所管理運営

地区住民が安心して安全に医療を受けることができる地域医療体制を確保するため四賀、安曇及び奈川地区において診療所を運営しています。

### (1) 各診療所の概要

| 区分    | 錦部<br>歯科診療所                           | 大野川<br>診療所   | 沢渡<br>診療所          | 稲核<br>診療所                           | 島々<br>診療所  | 奈川<br>診療所                                      |
|-------|---------------------------------------|--|--------------------|-------------------------------------|--|--|
| 設置年月日 | 昭和 58 年<br>2 月 1 日                    | 平成 28 年<br>4 月 1 日 ※ 1   | 昭和 61 年<br>6 月 1 日 | 昭和 24 年<br>4 月 1 日                  | 平成 28 年<br>4 月 1 日 ※ 2   | 昭和 28 年<br>1 月 10 日                            |
| 診療科目  | 歯科                                    | 内科・歯科  | 内科                 | 内科                                  | 内科・歯科  | 内科・外科<br>歯科                                    |
| 診療日   | 火・水・金                                 | (内科)<br>月・水・金<br>(歯科)<br>月・金   | 水                  | 月・金                                 | 火・木  | (内科・外科)<br>月・火・<br>木・金<br>(歯科)<br>月・火・木        |
| 診療時間  | 火・金<br>9:30～17:00<br>水<br>13:30～17:00 | (内科)<br>月<br>13:30～15:30<br>水・金<br>9:00～11:30<br>(歯科)<br>月・金<br>9:00～16:30 | 14:00～15:30        | 月<br>9:00～11:00<br>金<br>14:00～15:30 | (内科)<br>火<br>9:00～12:00<br>木<br>9:00～15:30<br>(歯科)<br>9:00～16:00 | (内科・外科)<br>8:30～17:15<br>(歯科)<br>9:00～17:15    |
| 職員体制  | 信大医師<br>歯科助手                          | 診療所長<br>信大医師<br>看護師<br>歯科衛生士<br>歯科助手<br>事務員                                | 診療所長<br>看護師<br>事務員 | 診療所長<br>松本市立病院<br>医師<br>看護師<br>事務員  | 診療所長<br>信大医師<br>看護師<br>歯科衛生士<br>事務員                              | 診療所長<br>信大・松本市<br>立病院医師<br>看護師<br>歯科衛生士<br>事務員 |

※ 1 大野川診療所 (S45. 12. 19 開設) と大野川歯科診療所 (S60. 4. 1 開設) を統合し、新規開設したもの

※ 2 H24. 4. 1 開設の診療所を移転し、新規開設したもの

### (2) 27 年度利用人員

| 区 分   | 錦部歯科 | 大野川   | 大野川<br>歯科 | 沢渡  | 稲核  | 島々    |     | 奈川    |     |
|-------|------|-------|-----------|-----|-----|-------|-----|-------|-----|
|       |      |       |           |     |     | 内科    | 歯科  | 内・外科  | 歯科  |
| 利用者数  | 753  | 1,460 | 122       | 320 | 425 | 1,764 | 388 | 3,872 | 693 |
| 1日平均数 | 5.3  | 10.6  | 3.3       | 7.0 | 5.2 | 18.6  | 4.4 | 19.5  | 5.1 |
| 診療日数  | 143  | 138   | 37        | 46  | 81  | 95    | 89  | 199   | 136 |

### (3) 診療所施設整備事業

大野川診療所及び大野川歯科診療所を統合して、現地に改築し、平成 28 年 4 月 1 日に開設しました。  
島々診療所の機能を隣接する安曇支所 1 階へ移転し、平成 28 年 4 月 1 日に開設しました。

## 19 救急医療

松本市医師会・歯科医師会及び薬剤師会の協力体制のもと、1年365日平日・休日夜間及び休日昼間、市民が安心して安全に医療を受けることができるよう、初期救急として在宅当番医体制と、二次救急として病院群輪番制を実施しています。(松本広域圏9病院、うち市内8病院)

○休日及び夜間における救急医療体制(平成27年度)

### (1) 松本市医師会

(単位:千円)

| 区分         | 実施内容                   |    |                | 事業費    |                 |
|------------|------------------------|----|----------------|--------|-----------------|
| 初期救急医療     | 休日(74日)                | 昼間 | 各科7~8院         | 2,800  | 14,881<br>(委託料) |
|            |                        | 夜間 | 内科・外科・小児科各1~3院 |        |                 |
|            | 平日(292日)               | 夜間 | 内科・外科・小児科各1~3院 | 8,273  |                 |
|            | 土曜(50日)                | 午後 | 内科・外科・小児科各1~3院 | 700    |                 |
|            | 看護師手当助成                |    |                | 3,108  |                 |
| 二次救急医療     | 休日(75日)                | 昼間 | 内科・外科・小児科各1~3院 | 10,710 | 94,850<br>(補助金) |
|            |                        | 夜間 | 内科・外科・小児科各1~3院 | 11,475 |                 |
|            | 平日(290日)               | 夜間 | 内科・外科・小児科各1~3院 | 47,992 |                 |
|            | 土曜(48日)                | 午後 | 内科・外科・小児科各1~2院 | 5,695  |                 |
|            | 空床確保(7院)               |    |                | 2,380  |                 |
|            | 他科待機(耳鼻咽喉科、眼科、産婦人科各1院) |    |                | 2,855  |                 |
| 安曇野市分      |                        |    | 13,743         |        |                 |
| (小計)       |                        |    |                |        | 109,731         |
| 医師損害賠償責任保険 |                        |    |                |        | 806             |
| (合計)       |                        |    |                |        | 110,537         |

### (2) 松本市歯科医師会

(単位:千円)

| 実施内容            | 事業費(補助金) |       |
|-----------------|----------|-------|
| 休日緊急歯科診療        | 2,520    | 4,475 |
| 休日昼間(歯科医師会館75日) |          |       |
| 口腔衛生センター歯科衛生指導  | 1,755    |       |
| 歯の衛生週間          | 200      |       |

### (3) 松本薬剤師会

(単位:千円)

| 実施内容                    | 事業費(補助金) |       |
|-------------------------|----------|-------|
| 休日当番薬局(休日68日)           | 544      | 1,141 |
| 夜間当番薬局(平日夜間298日)        | 497      |       |
| 波田地区当番薬局(第一土曜・第三日曜等28日) | 100      |       |

### (4) 子育て支援講座

ア 平成23年度から、夜間急病センタースタッフである小児科医師、看護師、薬剤師や市の栄養士が講師となり、子どもが急病になったときの対処方法、予防接種、服薬指導、栄養指導等をテーマに「子どもの急病・子育て支援講座」を開催しています。27年度は、4回連続の講座を実施しました。



イ 夜間急病センター看護師が講師を務め、「子どもが急病になったときの対応法」「上手な病院のかかり方」等について具体例に基づいて講義し、日常的な乳幼児の初期医療に関する周知啓発を図っています。27年度は、市内児童センターなど5会場で実施しました。

(5) 小児科医による出前講座

松本市医師会所属の小児科医師が講師を務め、市内の保育園等を会場に「子どもが急病になったときの夜間急病施設の受診方法」、「急病時の対応」、「予防接種」等について、応急手当の手引「お子さんが急病になったとき」を教材に講義し、子どもの初期医療に関する周知啓発を図るとともに、二次救急病院の負担軽減を図っています。27年度は、10会場で実施しました。

## 20 災害医療

(1) 目的

大規模地震等の大型災害発生時に、防災・保健・医療・福祉に係る諸団体が効率的に連携を図りながら、迅速・円滑な医療救護活動が実施できるための体制の整備を図っています。

(2) 医療救護訓練

ア 松本市総合防災訓練の一環として、災害医療救護活動マニュアルに基づく訓練を実施し、マニュアルの実効性を高めるための検証を行っています。

イ 本部医務班の設置とともに、市内23か所に医療救護所を開設し、医師、歯科医師、薬剤師、市職員が連携して運営訓練を実施しています。

ウ 総合防災訓練会場内において、臨時医療救護所を1か所開設し、市民の参加を得て実践的な訓練を実施しています。

(3) 大規模地震等の大型自然災害発生時における医療救護所設置場所一覧

|    | 救護所設置場所               | 所在地<br>電話番号          |    | 救護所設置場所         | 所在地<br>電話番号            |
|----|-----------------------|----------------------|----|-----------------|------------------------|
| 1  | まつもと市民芸術館             | 深志 3-10-1<br>33-3800 | 13 | 菅野中学校           | 笹賀 3475<br>58-2056     |
| 2  | 清水中学校                 | 清水 2-7-12<br>32-2078 | 14 | 筑摩野中学校          | 村井町北 2-11-1<br>58-2071 |
| 3  | Mウイング                 | 中央 1-18-1<br>32-1132 | 15 | 明善中学校           | 寿豊丘 812-1<br>86-0044   |
| 4  | 松本市小児科・内科<br>夜間急病センター | 城西 2-5-22<br>38-0622 | 16 | 山辺中学校           | 里山辺 3326<br>32-0267    |
| 5  | 旭町中学校                 | 旭 3-7-1<br>32-2048   | 17 | 今井小学校           | 今井 1616<br>59-2003     |
| 6  | 田川小学校                 | 渚 1-5-34<br>26-1377  | 18 | 女鳥羽中学校          | 原 1085-2<br>46-0285    |
| 7  | 鎌田中学校                 | 鎌田 2-3-56<br>25-1088 | 19 | 会田病院            | 会田 1535-1<br>64-2027   |
| 8  | 信明中学校                 | 石芝 3-3-20<br>25-3848 | 20 | 安曇小・中学校         | 安曇 964<br>94-2234      |
| 9  | ゆめひろば庄内               | 出川 1-5-9<br>24-1811  | 21 | 奈川文化センター<br>夢の森 | 奈川 3301<br>79-2304     |
| 10 | 松島中学校                 | 島内 3986<br>40-1367   | 22 | 梓川中学校           | 梓川梓 800-2<br>78-2024   |

|    | 救護所設置場所 | 所在地<br>電話番号        |   | 救護所設置場所 | 所在地<br>電話番号           |
|----|---------|--------------------|---|---------|-----------------------|
| 11 | 中山小学校   | 中山 3517<br>58-5823 | 23                                      | 波田中学校   | 波田 10145-1<br>92-2034 |
| 12 | 高綱中学校   | 島立 4416<br>47-3929 | 各救護所には、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、事務職員が配置されます。 |         |                       |

## 21 松本地域出産・子育て安心ネットワーク

### (1) 目的

平成 20 年 5 月に松本医療圏構成市町村、医療機関及び団体で松本地域出産・子育て安心ネットワーク協議会を設立し、産科医療体制の崩壊をくい止める緊急避難措置として、妊婦の安心感の確保、病院産科医師の負担軽減と離職防止を図っています。

### (2) 事業内容

- ア 分娩医療機関と健診協力医療機関の役割分担と連携体制の構築
- イ 共通診療ノートの作成及び配布
- ウ 連携強化病院従事医師への研究奨励金の支給
- エ 小児科・産科医療機関における機能分担の推進
- オ 地域住民への広報活動

### (3) 成果

- ア 医療機関の役割分担の推進により、妊娠初期に分娩医療機関を利用する妊婦は減少し、分娩医療機関の医師等の負担軽減が図られています。
- イ 平成 27 年度は、地域発元気づくり支援金を活用し、共通診療ノートを改訂しました。
- ウ 安心して出産・子育てができる医療体制を推進していきます。

## 22 保健予防

### (1) 予防接種の推進

- ア 予防接種法及び結核予防法に基づき各種予防接種を実施し、感染症の予防に努めます。
- イ 平成 25 年 4 月から「おたふくかぜ」ワクチンの費用の一部補助を実施しています。
- ウ 平成 26 年 4 月から「B型肝炎」ワクチン、10 月から「高齢者肺炎球菌」ワクチン（76 歳以上）の費用の一部補助を開始しました。
- エ 平成 26 年 10 月から「水痘」ワクチンと「高齢者肺炎球菌」ワクチン（65 歳以上 5 歳ごと）の接種事業を定期接種として実施しました。（水痘の費用の一部補助は廃止しました。）
- オ 長期療養者の定期接種の機会を確保します。

### (2) 献血推進事業(平成 27 年度実績)

- ア 全血献血 9,048 人 (400ml 8,795 人、200ml 253 人)
- イ 成分献血 9,271 人
- ウ 合計 18,319 人

### (3) 三献運動の推進

- ア 献血・献眼・献腎の三献思想の高揚を図り、市民の理解と協力を得て運動を一層推進するため、平成9年3月13日に「三献運動推進都市宣言」をしました。
- イ 推進組織により、啓発活動など幅広い市民運動を展開しています。
- ウ 臓器提供意思表示カードと啓発用ポケットティッシュの配布をしています。

### (4) 新型インフルエンザ等の対策について

新型インフルエンザ等対策マニュアルに基づく新型外来設置等、感染期医療体制の整備について三師会と協定を締結しました。今後は松本広域圏における予防接種の体制について、関係する3市5村及び松本保健所と協議するとともに、松本市新型インフルエンザ等対策委員会の意見を伺いながら検討します。

## 23 保健事業

### (1) 第2期松本市健康づくり計画「スマイルライフ松本21」の推進

#### ア 目的

平成23年度を初年度とする第2期松本市健康づくり計画「スマイルライフ松本21」に基づき、健康寿命の延伸を目指し、一次予防を重視した、市民一人ひとりの健康づくりを支援する施策を展開します。

#### イ 主要推進事業

##### (ア) がん検診5か年計画の推進

国の「がん検診推進事業」に基づき、ふしめ年齢該当者に子宮頸がん検診及び乳がんマンモグラフィ検診、大腸がん検診、更に市独自で50歳・60歳のふしめ年齢の市民に肺がんCT検診の無料クーポンを送付し、受診率向上に努めます。

子育て中の市民が受診しやすいように、集団検診時に託児サービスを実施します。

また、個別通知を継続するとともに、年度途中で受診の再勧奨を行うなど、受診率向上に努めます。

##### (イ) 生活習慣病予防対策

###### a 食育の推進

平成24年度に策定した第2期松本市食育推進計画「すこやか食プランまつもと」に基づき「1日2食は3皿運動」の推進や対象に合った情報提供と実践につながる支援など、各種事業を、各部局と連携しながら実施します。

###### b こどもの生活習慣改善事業

こどもの活動量の減少や食生活の実態を踏まえ、市内小中学校において保健指導プログラムを実施します。

###### c 働く世代の生活習慣病予防事業

働く世代の生活習慣病予防・こころの健康づくりを目的に、市内事業所等を対象に出前講座を実施します。

d 特定保健指導

特定健診や人間ドックの結果から、特定保健指導の対象者を選定し、生活習慣病の予防に重点をおいた、個別や集団の保健指導を実施し、健康的な生活を送ることができるように支援します。

e 受動喫煙防止対策事業

受動喫煙防止対策「タバコと向き合う松本スタイル～あたり前の禁煙へ～」として、引き続き、次の4つの基本施策に取り組みます。

(a) 周知・啓発の推進

(b) 家庭や職場等での受動喫煙の防止

(c) 青少年へのたばこの害に関する教育の強化

(d) 禁煙へ導く各種体制の充実

(f) エイズ・HIV等性感染症予防啓発推進事業

エイズ・HIV等の性感染症予防対策として「エイズ・HIV等性感染症予防啓発推進協議会」を中心に、正しい知識の普及と啓発に取り組むとともに、協議会の「子どもの教育、施設受け入れ」専門部会において、性感染症予防啓発の個別課題について検討します。また、学校や地域における出前講座も開催し、「世界エイズデー」に合わせ、啓発用ティッシュ配布等の街頭キャンペーンを行い、一般の方等を対象に広く周知活動を実施します。

(g) 介護予防事業

介護予防地域支援事業の一部として、高齢者が要支援・要介護状態に陥ることを防止するため、対象者の状態や目的にあわせた介護予防教室等を実施し、活動的な高齢者から虚弱高齢者まで広く介護予防を推進します。

(h) 自殺予防対策事業

平成23年度に策定した「松本市自殺予防対策推進計画」に基づき、松本市自殺予防対策推進協議会を中心に予防対策を推進します。

さらに、自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」を中心に、市民の様々な相談に対応します。

(i) 若いときからの認知症予防対策事業

若いときからの生活習慣の改善が将来の認知症予防に効果的であることを周知し、市民自らが進んで生活習慣の改善に取り組むきっかけづくりとして、平成21年度から、啓発事業を行っています。

(j) 母子保健事業の推進

子どもを持ちたいと願う夫婦の経済的負担軽減のため、不妊治療に加え、平成26年度から不育症治療費の助成事業を開始しました。また、安心して出産、育児ができるよう、妊婦健診の助成、産後ケア事業、新生児訪問、乳幼児健診、育児学級、相談等を実施し、育児に不安を持つ親の支援をします。

(2) 保健センターの運営

市民の健康保持・増進を図るため、地域住民に密着した健康診査、健康教育、健康相談を行うとともに、住民の自主参加による保健活動の場として広く活用し、総合的な健康づくりの拠点としています。

(3) 平成 28 年度保健事業計画

| 種別 |                    | 対象                   | 実施内容  | 場所等   |   |
|----|--------------------|----------------------|---|---|---|
| 母  | 両親学級<br>(ママとパパの教室) | 妊婦とその夫<br>(またはパートナー) | 妊娠中の健康管理、母性・父性の育成、調理実習、栄養指導、歯科指導、妊娠疑似体験、育児体験、松本市のサービス紹介                         | 各保健センター                                       |   |
|    | 母子健康手帳交付           | 妊婦                   | 妊娠届出者に、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を記録する母子健康手帳を交付<br>同時に健康相談を実施                          | 健康づくり課<br>各保健センター                             |   |
|    | 妊婦一般健康診査           | 妊婦                   | 基本健診14回、血液検査、子宮頸がん検診等の追加検査5回と超音波検査4回を公費負担                                       | 医療機関、助産所                                      |   |
|    | 妊婦歯科検診             | 妊婦                   | 問診、歯・歯肉の検査、検診結果の説明、ブラッシング指導   | 指定医療機関  |   |
|    | 妊産婦相談<br>家庭訪問      | 妊産婦                  | 高年・若年・外国人・ハイリスク妊産婦に対する保健指導と育児支援   | 随時  |   |
|    | さわやか空気<br>思いやり事業   | 妊婦                   | マタニティタグ配布、駐車スペースの妊婦優先利用許可証の発行   | 健康づくり課<br>各保健センター                             |   |
|    | 新生児訪問              | 新生児と産婦               | 育児相談、身体測定、発達観察  | 第一子・低体重児全員<br>及び希望者、病院連絡時                     |   |
|    | 乳児一般健康診査           | 生後3～11か月             | 医師診察、身体計測、栄養指導等   | 委託医療機関  |   |
|    | 4か月児健診<br>10か月児健診  | 生後4か月<br>生後10か月      | 身体測定、医師の観察、発達観察、育児相談<br>栄養相談、歯科相談(10か月児)<br>ブックスタート事業(10か月児)                    | 各保健センター                                       |   |
|    | 1歳6か月児健診<br>3歳児健診  | 1歳6か月の翌月<br>満3歳の翌月   | 身体測定、医師の観察、発達観察、育児相談<br>栄養相談、歯科診察、歯科相談、視力検査<br>視力検査(3歳児)、尿検査(3歳児)、絵本の読み聞かせ(3歳児) | 各保健センター                                       |   |
| 子  | 二次健診・相談・教室         | あゆみクリニック             | 発育・発達上観察を要する児や育児に心配を持つ親に対して小児神経科医師、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等専門スタッフによる健診、相談等を実施         | 南部・中央保健センター                                   |   |
|    |                    | 発達相談<br>(すくすく相談)     |   | 南部・中央・西部保健センター                                |   |
|    |                    | 心理相談<br>(にこにこ相談)     |   | 各保健センター                                       |   |
|    |                    | こころの相談               |   | 本人及び家族等                                       | 精神疾患を持つ子育て中の親や、産後うつ等が疑われる者及びその家族に対する、精神科医師による相談 |
|    | 育児支援教室<br>(どんぐり教室) | 支援の必要な乳児とその親         | タッチケア・身体計測・健康相談   | 各保健センター                                       |   |
|    | 育児学級               | 離乳食教室<br>(初期)        | 乳幼児の親   | 離乳食初期の基本と作り方、10倍がゆの試食、スプーンの使い方、児の発達について       | 各保健センター   |
|    |                    | 離乳食教室<br>(中期)        |   | 離乳食中期の基本と作り方、7倍がゆなどの試食、スプーンの使い方、口腔ケア、児の発達について | 各保健センター   |
|    |                    | 1歳児教室                |   | 児の発達、食生活、むし歯予防、親子体操                           | 各保健センター   |
|    |                    | 子育て出前講座              |   | 児の発達、食生活、むし歯予防、親子体操などの出前講座                    | 市内つどいの広場等                                       |
|    | 多胎児交流会             | 乳幼児と親                | 多胎の妊婦、多胎児の保護者・子ども同士の交流、情報交換   | 地区公民館   |   |
| 母子 | 育児相談               | 乳幼児と親                | 育児に関する相談、身体測定、発達観察等   | 各保健センター                                       |   |
|    | むし歯予防              | 乳幼児                  | 1 歯科管理登録による健診・指導<br>2 保育園・幼稚園集団指導   | 歯科医師会館<br>保育園・幼稚園                             |   |
|    | 不妊治療助成事業           | 不妊治療を受けた夫婦           | 不妊治療にかかった医療費の自己負担分に対して3分の2、30万円を上限として助成金を交付<br>1年度内1回の申請 通算5回まで<br>県補助対象者に補完あり  | 健康づくり課<br>各保健センター                             |   |

| 種別         |                                  | 対象  | 実施内容  | 場所等                                       |                            |
|------------|----------------------------------|---|---|---|----------------------------|
| 母子         | 不育症治療助成事業                        | 不育症治療を受けた夫婦                                       | 不育症治療にかかった医療費の自己負担分に対して3分の2、30万円を上限として助成金を交付<br>1治療につき1回の申請 通算5回まで                          | 健康づくり課                                    |                            |
|            | 育児ママヘルプサービス事業                    | 育児協力のない等により育児が困難な母                                | 助産師を家庭に派遣して育児相談等の育児支援を実施  | 申請者の家庭                                    |                            |
|            | 産後ケア事業                           | 家族等から育児支援が受けられない、育児不安が強い等支援が必要な母                  | 産褥入院・産後デイケア利用料の8割（上限有）を市が負担<br>乳房管理、沐浴・授乳指導、母体の管理等  | 医療機関<br>助産所                               |                            |
| 成人・高齢者     | がん検診                             | 肺がんCT検診   | 40歳以上<br>(3年に1回)  | CT撮影                                      | 各地区<br>医師会医療センター           |
|            |                                  | 肺がん・結核検診  | 40歳以上   | 胸部X線撮影、希望者に喀痰細胞検査                         | 各地区<br>医師会医療センター<br>指定医療機関 |
|            |                                  | 胃がん検診   | 30歳以上   | 胃部X線撮影                                    | 各地区<br>医師会医療センター           |
|            |                                  | 大腸がん検診  | 30歳以上   | 便潜血検査（2日法）                                | 各地区<br>医師会医療センター<br>指定医療機関 |
|            |                                  | 乳がん検診   | 30歳以上の女性  | 超音波撮影 + 視触診                               | 各地区<br>医師会医療センター<br>指定医療機関 |
|            |                                  |   | 40歳以上女性   | マンモグラフィ（医療機関では+視触診）                       |                            |
|            |                                  | 子宮がん検診  | 20歳以上の女性<br>(HPV検査は30歳以上)   | 問診、内診、頸部（体部）細胞診（2年に1回）<br>希望者は頸部細胞診+HPV検査 | 各地区<br>指定医療機関              |
|            | 前立腺がん検診                          | 50歳以上の男性  | 血液（PSA）検査   | 医師会医療センター<br>特定健診受診時実施                    |                            |
|            | 緑内障検診                            | 40歳以上   | 眼圧検査、眼底検査、前房深度検査  | 指定医療機関                                    |                            |
|            | 肝炎ウイルス健診                         | 40歳以上（今までに1度も検査を受けたことのない方）                        | 血液検査（B型・C型肝炎ウイルス）   | 医師会医療センター<br>特定健診受診時実施                    |                            |
|            | 骨粗しょう症健診                         | 30歳以上   | 超音波検査又はX線検査   | 医師会医療センター<br>指定医療機関 地区                    |                            |
|            | 胃がんリスク検診                         | 40・45・50・55・60・65・70・75歳                          | 血液検査（ヘパシゲン、ヘリコバクター・ヒトロ抗体の測定）  | 特定健診受診時実施<br>医師会医療センター<br>指定医療機関          |                            |
|            | 歯周疾患検診                           | 30・40・50・60・70歳                                   | 問診、歯・歯肉の検査、検診結果の説明、ブラッシング指導   | 指定医療機関                                    |                            |
| はたちのパノラマ健診 | 20歳                              | 問診、歯・歯肉の検査、検診結果の説明、ブラッシング指導、パノラマレントゲン撮影、前歯部クリーニング | 指定医療機関  |   |                            |
| 特定保健指導     | 特定健診受診者                          | 特定健診結果によるメタボリックシンドローム予防に対する保健指導等                  | 保健センター<br>対象者の家庭等   |   |                            |
| 訪問指導事業     | 生活習慣予防・介護予防・介護者支援・精神障害者・母子等の必要な人 | 家庭における療養、看護・栄養・リハビリ<br>歯科指導・育児相談支援及び家族への支援        | 対象者に応じて訪問   |   |                            |
| 健康教育       | 介護予防普及啓発事業                       | 65歳以上高齢者及びその支援のための活動に関わるもの                        | 介護予防に関する知識や情報の発信を行い、地域での介護予防の啓発<br>脳卒中及び認知症予防・運動機能向上・口腔機能改善・栄養改善・心の健康等、介護予防に関わるものの集団講話と集団実技 | 各地区<br>福祉ひろば等                             |                            |
|            | 働く世代の生活習慣病予防事業                   | 市内事業所等就業者   | 食生活や運動を含めた生活習慣やこころの健康の保持増進のための出前講座  | 市内事業所等                                    |                            |
|            | 歯の健康教室                           | 一般市民  | 歯周病予防・ブラッシング指導  | 各地区                                       |                            |
|            | 食生活改善推進員養成教室                     | 一般市民  | 自分の食生活を見直し地域へと広げる食生活改善推進員を養成する健康教室  | 保健センター等                                   |                            |

|            | 種別                    | 対象                     | 実施内容  | 場所等  |
|------------|-----------------------|------------------------|---|--|
| 健康教育       | 食生活改善栄養指導教室           | 健康づくり推進員<br>一般市民       | 生活習慣病予防のための講話と調理実習<br>食生活改善推進員と一緒に実施                      | 全地区  |
|            | 禁煙相談                  | 禁煙希望者                  | 禁煙に必要な個別指導・支援   | 各保健センター                                    |
|            | こどもの生活習慣改善事業          | 乳幼児期から中学生<br>までその保護者   | こどもの体力向上や食習慣の改善等保健指導プログラムの実施                              | 市内小中学校<br>及び各地区                            |
| その他の保健指導事業 | 若いときからの認知症予防対策事業      | 20歳以上の、 <b>市民及び在勤者</b> | 認知症と関連の深い生活習慣病と健康習慣の定着化を図るため、認知症予防 <b>チャレンジプログラム</b> を実施  | 全市、協賛企業                                    |
|            | 身体活動維持向上事業            | 一般市民<br>(体力健診は概ね40歳以上) | ロコモティブシンドロームの周知啓発のため「体力健診」の実施<br>運動継続を支援する「体力づくりサポーター」の育成 | 各地区・町会公民館及び福祉ひろば等                          |
|            | 家庭訪問                  | 一般市民                   | 成人健診、乳幼児健診の事後指導、乳幼児の育児指導、高齢者及び精神の保健指導等                    | 必要時訪問                                      |
|            | 健康相談                  | 一般市民                   | 面接及び電話による健康相談<br>健康に関する事、育児、介護等の相談及び支援                    | 各保健センター<br>各支所、出張所<br>福祉ひろば等               |
|            | まちかど健康相談              | 一般市民                   | 健康、栄養、たばこ等に関する相談 生活習慣病予防等の啓発、健康測定の実施、健（検）診の受診勧奨           | 市内随所                                       |
|            | 自殺予防専用相談<br>いのちのきずな松本 | 一般市民                   | 自殺予防、こころの健康に関する相談   | 東庁舎 4階                                     |
|            | 地域組織の育成               | 健康づくり推進員               |   | 自らの健康知識の向上と、地域住民の健康保持増進のために活動する健康づくり推進員の育成 |
| 食生活改善推進員   |                       |                        | 生活習慣病予防、健康増進のため地域で活動する食生活改善推進員の育成                         | 全地区<br>保健センター                              |

## 24 地域福祉事業

### (1) 地区福祉ひろば事業

#### ア 目的

高齢者をはじめとする市民が住み慣れた地域において、共に支え合う地域社会の実現に向け、住民参加による生きがい及び健康・福祉づくりの推進を目的としています。

#### イ 事業内容

- (ア) ふれあい健康教室 健康相談、地域の健康づくり・介護予防・仲間づくりの推進
- (イ) 町会福祉の支援 出張ふれあい健康教室による町会の場づくりの支援
- (ウ) 福祉づくり学習会 地域の福祉課題を検討するための場づくり
- (エ) ボランティア支援 配食サービスの実施、送迎ボランティア活動の推進等、活動の受け皿づくり
- (オ) サークル活動の支援 サークルの育成・支援など

#### ウ 施設整備

##### (ア) 整備方針

地区福祉ひろばを 35 地区に配置することとし、人口・高齢者人口がともに市内全地区平均の 2 倍以上の地区については、地区の状況を考慮しながら 2 館目の施設整備を検討します。

(イ) 整備状況

35 地区に地区福祉ひろばを配置し、本郷地区に 2 館目を整備しました。

合併 5 地区についても、既存の公共施設を活用して整備しました。

(ウ) 施設内容

| 総面積                | 教養娯楽室              | 事務室               | トイレ・廊下            | 併設施設            |
|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 155 m <sup>2</sup> | 100 m <sup>2</sup> | 20 m <sup>2</sup> | 35 m <sup>2</sup> | 公民館・デイサービスセンター等 |

エ 事業運営

(ア) 運営組織 各地区福祉ひろば事業推進協議会

(委託料として 1 地区 53 万円～60 万円)

(イ) 職員配置 地区推薦の職員を配置 (地区福祉ひろばコーディネーター)

(ウ) 事業支援 福祉計画課 (事務職員+保健師) が地域づくりセンター、公民館、地域包括支援センター、健康づくり課等の協力を得ながら各地区事業を支援  
地域づくりセンター設置に伴う地区福祉ひろばの体制強化のため、コーディネーターの職員嘱託化を平成 25 年度から 3 年計画で順次実施しました。

オ 事業効果及び課題

(ア) 交流機会の拡大、生きがいつくり、閉じこもり・介護予防のための場づくりが進んでいます。

(イ) 福祉は住民自らがつくるという意識が醸成されつつあり、福祉を切り口とした地域づくりが推進されています。

(ウ) 一方で利用者の固定化や男性の地域の居場所づくりが課題となっています。

カ 福祉ひろば利用拡大事業

(ア) (株)松本山雅との連携

「健康寿命延伸都市・松本」プロジェクト協定に基づき、松本山雅 F C 元気育成・健康増進プログラムを実施します。(地区福祉ひろば 12 か所)

(イ) 四肢筋力アップ検証事業

a 福祉ひろばに設置されている室内四肢筋力アップ装置を用いた、四肢筋力アップ運動の有効性を周知します。

b 四肢筋力アップ運動の効果や方法を市民に伝える四肢筋伝道師を養成します。

c 四肢筋伝道師を中心に、ふれあい健康教室において、四肢筋健診を実施します。

(ウ) 退職後男性の生きがいつくりづくり事業

男性の閉じこもり予防と地域の担い手化を目指し、地区福祉ひろばにおいて集団で発声方法と歌を練習し、家族に成果を披露する講座を設けます。

a 男性を対象とした発声のための筋トレを行う講座を設けます。

b 前年度修了者に対するフォロー講座を行うとともに、リーダーに対する指導資格の取得を促し、自主活動の担い手づくりを進めます。

(2) 地域福祉計画推進事業

ア 目的

住み慣れた身近な地域で住民が共に支え合い、お互いさまの福祉づくり、地域づくりを進めるため、地区別地域福祉計画や、それを支援する市地域福祉計画の推進を図るものです。



## イ 事業概要

(ア) 地区別に策定された地域福祉計画の実施や見直しに対する支援

(イ) 第3期松本市地域福祉計画の策定・推進

### (3) 災害時要援護者支援プラン推進事業

#### ア 目的

災害時等に困難を抱えやすい高齢者や障害者等の要援護者を支援するため、災害時等要援護者登録制度により、日頃から地域での見守りや支援体制を確立するほか、当プランのマニュアル編の活用により、住民・事業所・行政が協働して災害時における要援護者の支援体制を構築するものです。

## イ 事業概要

### (ア) 全体プラン

要援護者登録制度の実施や要援護者情報の共有・提供体制の構築、福祉事業者との連携、福祉避難所運営体制の構築等、市全体のプランを推進します。

a 平成20年度：災害時要援護者支援ガイドラインの策定

b 平成21年度：災害時要援護者支援マニュアル（地域住民、事業所、行政）の作成  
災害時要援護者登録制度 登録開始

c 平成22年度：災害時要援護者支援プランの周知、研修及び訓練

d 平成23年度：福祉事業者と福祉避難所開設について協議

e 平成24年度：市内6施設と福祉避難所協定を締結

f 平成25年度：災害時要援護者の登録推進

～26年度 市内外21施設と福祉避難所協定を締結

### (イ) 個別プラン

#### a 災害時等要援護者登録制度

要援護者情報を市に登録し、その情報を地域に提供することで、日常からの助け合い体制と、それを通じた災害時における支援体制を地域において構築します。

(a) 平成21年4月から登録開始

(b) 平成28年3月31日現在：登録件数9,864件

#### b 避難行動要支援者名簿の作成

災害対策基本法の改正により、災害時のみに提供される避難行動要支援者名簿を作成します。（重度障害者、要介護度3以上の高齢者、75歳以上の単身世帯を登載）

## 25 民生委員・児童委員

定数 536名（主任児童委員 48名を含む）

| 区分   | 地区数 | 民生委員・児童委員数 | 左のうち主任児童委員数 |
|------|-----|------------|-------------|
| 旧市   | 30  | 445        | 40          |
| 四賀地区 | 1   | 22         | 2           |
| 安曇地区 | 1   | 8          | 1           |
| 奈川地区 | 1   | 6          | 1           |

|      |    |     |    |
|------|----|-----|----|
| 梓川地区 | 1  | 25  | 2  |
| 波田地区 | 1  | 30  | 2  |
| 計    | 35 | 536 | 48 |

## 26 市民歩こう運動

### (1) 目的

「健康寿命延伸都市・松本」の実現に向け、市民一人ひとりが歩くことによる健康づくりに取り組むためのきっかけを提供し、歩きの普及、定着を図るものです。

### (2) 事業内容

#### ア 啓発活動

- (ア) 「市民歩こう運動」推進強化月間における各種啓発事業の実施
- (イ) 広報まつもと等を使ったPR
- (ウ) ロゴマークを活用し、「歩き」の有効性を周知することによる意識啓発

#### イ 「歩き」のきっかけづくりと継続のための事業

- (ア) ウォーキング記録カードの配布と実践者への記念品の贈呈
- (イ) 市民歩こう運動振興業務委託による各地区でのウォーキングマップの活用
- (ウ) 松本大学との連携によるウォーキング講座の開催（地区単位）

#### ウ 若い世代に向けた「歩き」を促進する事業

- (ア) 子ども用市民歩こう運動記録カードの活用
- (イ) 親子を対象としたウォーキングイベントの開催
- (ウ) 市内各企業に向けた「歩き」を取り入れた事業の提案と発信

## 27 社会福祉協議会

(1) 組織 全市民の世帯を会員として、35支会（地区）489分会（町会）で構成した地域福祉・在宅福祉を総合的に進める民間の福祉団体です。

(2) 目的 市民の誰もが安全・安心で生きいきと暮らすことのできる福祉のまちづくりの実現をめざし、地域の福祉課題解決に計画的・組織的に取り組み、地域福祉の向上を図ることを目的としています。

(3) 会費 世帯会費 300円、施設・団体会費 2,000円、特別会費 1口 1,000円、  
（年額） 賛助会費（法人）1口 10,000円以上

(4) 28年度予算 2,911,185千円

### (5) 実施事業

#### ア 法人運営事業

- (ア) 効率的な組織運営
  - a 理事会・評議員会の開催
  - b 事務局会議の開催（毎月）

- c 安全衛生管理活動の推進
- d 職員提案制度の実施
- e 社協活動への理解促進
- f 法人化 50 周年記念事業の実施

(イ) 法令遵守の推進

- a 情報公開に関する事務
- b 個人情報保護に関する事務
- c 苦情解決に関する事務
- d 公益通報に関する事務
- e 危機管理に関する事務
- f 情報管理に関する事務
- g 諸規程の整備

(ウ) 持続可能な健全財政運営

- a 予算・決算・監査に関する事務
- b 財務諸表等の公表（広報紙・ホームページ等）
- c 財政分析の実施
- d 人件費赤字分の削減
- e 補助金・委託金の安定確保
- f 積立金の運用管理

(エ) 総合的な人事管理

- a 多様な人材の登用
- b マイナンバー制度の対応
- c メンタルヘルス対策の充実
- d 所属長ヒアリングの実施
- e 職員研修の実施
- f 障がい者雇用の推進
- g 人事・給与システムの改善

イ 地域福祉活動の推進

(ア) 第三期地域福祉活動計画（地区別地域福祉活動計画）の推進

- a 地区別地域福祉活動計画の検証・見直し及び地域福祉活動計画検証委員会の開催

(イ) 住民支え合いによる地域福祉の推進

(ウ) 地区社協及び分会社協・町会福祉部活動の推進・支援

- a 地区社協活動への助成
- b 地域福祉活動推進助成事業の実施
- c 敬老の日行事への助成
- d ふれあい会食会事業への助成
- e ふれあい・いきいきサロンへの助成

(エ) 地域ささえ愛事業の実施

- a 地域福祉コーディネーター設置への助成

- b 地区別地域福祉活動計画の推進及び地区社協活動を推進するための事業への助成
- (オ) 児童福祉の推進
  - a 町会児童遊園地の整備
  - b 児童センターにおける児童相談
  - c 子育て支援事業の実施
  - d あがた児童センター内の中高生の専用施設の利用促進
- (カ) 福祉啓発及び福祉教育の推進
  - a 市社会福祉大会の開催（7月25日 キッセイ文化ホール）
  - b 社協まつもとの発行（年4回）
  - c 社協ホームページによる情報発信
  - d 社会福祉協議会をアピールするためのキャラクターグッズの作製
  - e 県社会福祉大会への参加（9月14日 長野市芸術館）
  - f 児童生徒及び市民を対象にした福祉教育の推進
  - g 高齢者疑似体験・車椅子体験等出前講座の実施
- (キ) 高齢者福祉の推進
  - a 在宅介護者のつどいの開催
  - b 車椅子等貸出事業の実施
- (ク) 心身障害児（者）福祉の推進
  - a 心身障害児（者）ふれあいバスハイクの実施
  - b 福祉自動車貸出事業の実施
- (ケ) 成年後見支援センターかけはしの運営
  - a 成年後見制度に関する相談の実施
  - b 研修会・学習会への職員派遣
  - c 成年後見人等のつどいの開催
  - d 法人後見の受任
  - e 法人後見支援員研修
  - f 運営委員会、小委員会の開催
  - g 市民後見人の養成
- (コ) 西部地区センター事業の推進
  - a 西部地区福祉と健康のつどいの開催
  - b 合同防災訓練の実施
  - c 広報誌の発行（年1回）
  - d おやこ、かぞくチャレンジ事業の開催
  - e 見守り支援事業の推進（安曇地区・奈川地区）
- (サ) 四賀地区センター事業の推進
  - a ささえあい事業の実施（かかわり隊・つながり隊・お届け隊・お仕え隊）
  - b 人材育成講座の開催（年12回）
  - c ボランティア感謝祭の開催
  - d 地域子育て支援「サマーチャレンジボランティアスクール」の開催
  - e 高齢者世帯とその他世帯対象のニーズ調査

- f 四賀地区福祉の集いの開催
- g 「まつもと子ども留学」事業への協力
- h 高齢者サロン「ぷくぷくの家」の運営
- i もしもの時の玉手箱事業
- j 包括相談コーナーの設置
- (シ) 北部地区センター事業の推進
  - a 有償ホームヘルプサービス事業の実施
  - b 北部福祉複合施設の管理運営

#### ウ ボランティア活動の推進

- (ア) ボランティアセンター事業
  - a ボランティアセンターの基盤・人づくりの推進
  - b ボランティア活動の啓発、情報の発信
  - c 災害時に対応するボランティアの育成
  - d ボランティア保険の普及及び加入促進
  - e 小・中・高等学校、養護学校を対象にした社会福祉普及校への助成
  - f 松本市ボランティア交流集会の開催
  - g 地区ボランティア部会との連携及び支援

#### エ 生活支援事業

- (ア) 日常生活自立支援事業の実施
- (イ) 暮らしの資金貸付事業の実施
- (ウ) 生活困窮者自立相談支援事業の受託運営
  - a 困窮者の自立相談支援(ニーズ)の把握、自立支援計画の策定、関係機関との連絡調整等
  - b 支援調整会議の開催(自立支援計画の適切性の協議、計画の共有・評価等)
- (エ) ふれあい福祉センター(福祉相談)の実施
  - a 福祉なんでも相談
  - b 福祉法律相談

#### オ 福祉団体の活動支援

- (ア) 長野県共同募金会松本市共同募金委員会事業の推進
- (イ) 日本赤十字社長野県支部松本市地区事業の推進及び日赤松本市奉仕団の育成
- (ウ) 松本市民生委員・児童委員協議会との連携並びに支援
- (エ) 松本市高齢者クラブ連合会への支援
- (オ) その他福祉団体への支援
- (カ) 団体事務の効率化の検討

#### カ 介護保険関連事業

- (ア) 居宅介護支援事業の推進
- (イ) 訪問介護事業の推進
- (ウ) 訪問入浴介護事業の推進
- (エ) 通所介護事業の推進

- a 365日営業の実施（北部、東部、四賀、波田）
- b 地域密着型（認知症対応型）デイサービスセンターの運営（北部・梓川）
- c ナイトケア事業の推進（北部・波田）
- d 中重度ケア体制加算、サービス提供体制加算等各種加算の取得
- e 機能回復訓練の実施（北部、波田、四賀）
- f 地区の小中学校、ボランティア等との交流（四賀）
- g ぶくぶく農園・農場の運営（四賀）
- h 地域と絆を深め、地域に根ざしたデイサービスセンターの運営
- i レスパイトケア（介護者の負担軽減）の推進
- (オ) 通所型サービスA B
  - a 介護予防教室事業からの円滑な移行
  - b 地域包括支援センター、ケアマネージャーとの連携
- (カ) 介護職員初任者研修の開催

#### キ 障害者総合支援法・児童福祉法対象事業の推進

- (ア) 障がい児・者居宅介護事業の実施
- (イ) 児童発達支援及び放課後等デイサービス事業の推進
- (ウ) 就労継続支援事業の推進
  - a 5施設共通マークを活用した自主製品づくりの推進、販売機会、社会参加の機会拡大
  - b 施設の特徴を活かした利用者支援の充実
- (エ) なんぷくプラザ内での喫茶・共同店舗の運営
- (オ) 地域生活支援事業の推進
- (カ) 指定相談支援事業の推進
- (キ) グループホーム井川城の運営

#### ク 受託事業サービスの充実

- (ア) 介護予防教室事業の実施
- (イ) 軽度生活援助事業の実施
- (ウ) 要介護認定調査事業の実施
- (エ) 身体障害者等訪問入浴サービス事業の実施
- (オ) 予防給付ケアマネジメント業務の実施
- (カ) 高齢者等配食サービス事業の実施
- (キ) 過疎地有償運送サービス事業の実施
- (ク) 高齢者いきがい交流事業の実施
- (ケ) 家庭介護教室の実施
- (コ) 結婚相談事業の実施
- (サ) つどいの広場事業の実施
- (シ) 地域包括支援センター3か所の受託運営

#### ケ 指定管理施設運営の充実

- (ア) 児童センターの管理運営
  - a 地域との連携事業の実施

- b 館独自の自主事業の実施
- c 中高生の居場所づくり（あがた児童センター）
  - (イ) 総合社会福祉センターの管理運営
  - (ウ) 心身障害児通園施設の管理運営
  - (エ) 心身障害者福祉センターの管理運営
  - (オ) 就労継続支援施設の管理運営
  - (カ) 老人福祉センターの管理運営
  - (キ) 老人デイサービスセンターの管理運営
  - (ク) 奈川福祉施設の管理運営
  - (ケ) 奈川社会就労センターの管理運営
- a 自主事業（農業）の実施

【35 地区社会福祉協議会】

|                 |                                  |
|-----------------|----------------------------------|
| 設 置 数           | 35 地区                            |
| 事 務 局           | 会長宅、地区センター等                      |
| 事 務 担 当 者       | 役員、事務員、地区センター職員等                 |
| 組 織             | 理事会、評議員会                         |
| 財 源（平成 28 年度予算） |                                  |
| ・ 共同募金配分金       | 総額 12,812 千円（目標額の 1/4+超過分）       |
| ・ 市社協会費還元金      | 総額 6,959 千円（1 世帯 300 円の内 90 円）   |
| ・ 地域福祉活動推進助成    | 総額 16,850 千円                     |
| ・ ふれあい会食会補助金    | 総額 7,200 千円                      |
| ・ 敬老の日行事補助      | 総額 36,250 千円（75 歳以上 1 人 1,000 円） |

<主な地区社協事業>

|               |                          |
|---------------|--------------------------|
| ふれあい会食会       | 福祉懇談会                    |
| ふれあいまつり       | 見守り安心ネットワーク事業(小地域の見守り活動) |
| 地区社協だよりの発行    | ふれあい交流事業                 |
| 地区介護者のつどい     | 敬老の日行事                   |
| 子育て支援事業       | 福祉調査活動                   |
| 共同募金・日赤社資への協力 | ふれあい・いきいきサロン事業           |
| 福祉講座・介護講習会    | 地域福祉コーディネーター設置事業         |
| 地区ボランティア部会活動  | 地域ささえ愛事業 等               |